

令和8年3月10日議案審査（教育福祉）

開会 午前 8時24分

○事務局（横山紫里君） では、互礼をもって始めたいと思います。ご起立お願いします。相互に礼。ご着席ください。

初めに、分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めてまして、おはようございます。予算審議の2日目ということで、ちょっと疲労もたまってきますけど、よろしくお願いいたします。

挨拶は以上です。

○事務局（横山紫里君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行は分科会長をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算委員会教育福祉分科会を開会いたします。

昨日に引き続き、本委員会に付託されました議案第19号 令和8年度菊川市一般会計予算の審査を行います。

それでは、健康福祉部の審査を行います。

初めに、諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） おはようございます。健康福祉部長です。

所管する課ですが、福祉課、健康づくり課、長寿介護課となっております。

一般会計の当初予算の審議、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 続いて、田中福祉課長より、出席者の紹介をお願いいたします。

田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長 田中です。よろしくお願いいたします。

社会福祉係の平井係長です。

生活福祉係の田島主幹兼係長です。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） お願いします。

○福祉課長（田中義喜君） 障がい者福祉係の鈴木係長です。

○障がい者福祉係長（鈴木友規子君） よろしくお願いいたします。

○福祉課長（田中義喜君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、事前通知の順に行いたいと思いますので、まず1つ目を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項1目社会福祉協議会費について伺います。

説明資料2ページ、タブレットで4ページになります。

福祉相談事業は利用者数に変化はあるかということで伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

福祉相談事業費補助金についてですが、菊川市社会福祉協議会が実施する心配ごと相談に対して、相談員の費用弁償や会場使用料等を補助するものです。

毎月4回、プラザけやきで2回、中央公民館で2回、相談所を開設し、相談員は民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員で構成され、市民の家族や生活に関する心配ごとなど多岐にわたる相談を受けております。

相談件数ですが、令和5年度が22件、6年度が17件、7年度が2月末現在で11件と減少傾向です。

相談内容は、家庭内不和や健康についての相談、独り暮らしの高齢者からの将来への不安、財産管理についての相談が多い状況です。

年齢別では70代、性別では女性が多い傾向となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 自分から。家庭内不和とかっていわれても、対応ができるんですか。相談受けるだけですので、アドバイスのするような感じになるのか。答弁を求めます。平井係長。

○福祉課社会福祉係長（平井輝男君） こちらのほうの心配ごと相談ですけども、なかなか全て解決というのは難しい状況なものですから、その専門の相談員に伝えたりとか関係部署に伝えたりとかというふうになると思います。

なので、家庭内不和などについても、話を聞くだけであつたりとかという形、その他機関につなぐということを主にやっている形になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。再質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、ほかにあれば。じゃあ、先に5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですけども、減少傾向にあるというのは、何かそこは考えられることがあれば。あるいは、相談窓口がいろいろ、包括支援とかあるということでこっちが減ってるのかなと思うんですが、その辺もしあれば、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

今、議員さんからおっしゃられたとおり、減少傾向にある理由を何か特別聞き取りを行って調査をしたとかそういうことではないんですけども、やはり様々な相談業務の充実が進んでいますので、目的に合った相談が行われてるというふうに考えております。

そういったことで心配ごと相談の相談件数が減少しているということで、広報菊川のほうでも、相談窓口ということで、障害者の相談であったり、DV相談、生活相談、あと社協でやってる福祉総合相談窓口であるとか、ボランティア相談であるとか、その中にまた心配ごと相談であるとか、いろんな相談窓口ができております。

それこそ先ほどの家庭内不和なんかの関係は、子どもさんなんかも関係することが多いかと思うんですけど、こども家庭センターなんかもできて相談体制が充実してきているという面も、心配ごと相談が減ってきているという一因になってるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ここで関連質疑ありますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

私の勘違いでなければ、令和6年度までは結婚相談事業もここに含まれていたように記憶してるんですけども、結婚相談事業がなくなったことでこの件数に影響があったってことは特にないんでしょうか。確認なんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

結婚相談がなくなったことによってこの相談件数が減ったということは、影響はないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところから、ちょっと4人から出てますけど、奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項1目社会福祉総務費、4ページ、タブレット6ページですが、重層的支援体制整備アドバイザーの役割とは、どのような人物を考えてるか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

重層的支援会議は、8050問題など複合的な課題を抱える世帯等の相談事案について支援を検討するものです。令和8年度は模擬的に2回開催し、会議の進め方や課題等について整理をしていく予定です。

アドバイザーの役割と人選についてですが、役割としては、重層的支援会議において中立的な立場で相談事案における関係機関の役割分担への助言や、あと、専門的知見を活かした効果的な支援方針の検討など、円滑に議論が進められるよう支援をしていただくことを想定しています。

人選ですが、他市において重層的支援会議のアドバイザーの経験を持ち、本市の地域事情にも通じている社会福祉士へ依頼を検討しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連でありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところ、3つ目のところ、松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

同じところで、ページは10ページになります。

地域福祉計画策定業務委託料の委託範囲と成果を伺う。委託業者に対して、行政当局として、市民の声の現状把握、計画への反映等、情報提供はどのような指示を行っているのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

業務委託の範囲及び委託業者への指示ですが、まず委託内容ですけども、令和7年度に実

施しました市民アンケートなどの基礎調査結果を反映した計画骨子案の作成支援や委員会開催時の資料等の作成支援、審議内容の計画への反映、計画書及び概要版の作成などの業務を委託する予定です。

まだ業者のほうは決まっておりませんが、市民の声の現状把握、計画への反映等につきましては、委託内容に含んでおりますので、委託業者に確実な履行を指示してまいります。

業務委託の成果ですが、各種調査により集めたデータを分析し、本市の福祉課題を抽出していく過程で専門的な技術・知識を活用できること、あと他自治体での策定業務実績を活かした策定支援を受けることなどが成果として挙げられます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連、ここにありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4つ目のところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款1項1目社会福祉総務費ということで、次のページに――戻ります。戻ってますね。

○分科会長（西下敦基君） タブレット、6のほうです。

○9番（須藤有紀君） 6のほうですね。すいません。

地域福祉計画推進委員会が年4回に増えているが、詳細をということでお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

推進委員会の開催回数の増ですけども、現行の第4次地域福祉計画が令和8年度末に5年間の計画期間の最終年次を迎えることから、次期計画を令和8年度中に策定する必要があります。推進委員会において、次期計画の策定について協議・検討を行うため、開催回数を4回に増やしております。

推進委員会での協議・検討内容は、現在検討中ですが、第1回では令和7年度に実施した市民アンケート調査などの集計結果の報告や計画策定の方針及びスケジュールの説明、第2回、第3回では基礎調査結果を踏まえた計画骨子案の協議・検討、第4回では議会全員協議会への報告やパブリックコメントの結果を踏まえた計画案の最終確認等を協議する予定です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これ、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すいません、また次のところも須藤さんからお願いします。

○9 番（須藤有紀君） たくさん出して、すいません。3 款 1 項 1 目社会福祉援護費のほうお伺いいたします。説明資料が 6 ページ、タブレットで 8 ページになります。

援護費 10 人分減の積算根拠について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

援護費の積算根拠ですけども、当該援護費は、行き先が明確な旅費欠乏者に対して J R 乗車運賃を支出するものです。

過去 5 年間の実績ですが、令和 2 年度は 30 人、3 年度は 20 人、4 年度は 24 人、5 年度と 6 年度は 12 人、7 年度は 2 月末時点で 13 人と、年々利用者が減っている状況です。

当初予算につきましては、昨年度までは 40 人分を見込んで予算計上しておりましたが、利用者が減っている状況を踏まえ、令和 8 年度当初予算につきましては、過去 5 年間の最大実績である 30 人分に見込みを減らし、予算計上しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

すいません。ちょっと 1 点訂正します。

さっきの社会福祉総務費が 3 点だったんで、これ援護費って、また別なものでした。ちょっと言い間違えてました。すいません。

じゃあ、すいません。6 番目のところの質問に移ります。松永委員、お願いします。

○3 番（松永晴香君） 3 番 松永です。

款項目は同じところで、成年後見制度促進費で、タブレットの 9 ページです。

市の成年後見制度を促進するとあるが、専門職であるほかの成年後見人との違いは。また、

その連携はどのようにしているのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

市民後見人は、弁護士などの専門職の資格を持たない親族以外の市民による成年後見人です。被後見人と同じ目線で考え相談し合える寄り添い型の支援として、見守りと生活費などの金銭管理を中心とした日常生活支援が主な後見事務となります。

財産管理上の困難な問題など、法的な知識が必要な後見事務につきましては、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の後見人が行います。

市民後見人との連携ですが、市民後見人が担当するケースにおいて困難な課題等が発生した場合は、月1回開催している行政、社会福祉協議会及び専門職の後見人との事例検討会においてその対応に関するアドバイスをいただき、市民後見人につなぐなどの連携体制を構築しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

専門後見人の方と市民後見人の方ですけれども、頂いている手数料等に違いはありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

後見人の報酬金額ですけども、市民後見人も、専門職の後見人も、家庭裁判所のほうの判断によってその報酬が決められております。家庭裁判所のほうで、後見人の仕事内容であるとか、あと被後見人の資料ですね、収入・財産等を総合的に配慮して報酬額を決定してるといふふうに聞いております。

市民後見人のほうは、後見事務に係る実費程度ということで、月5,000円から数万円程度といふふうに聞いております。専門職の後見人につきましては、月額2万円ぐらいが目安ということだそうです。

ただ、管理する財産額が高額な場合であるとか、身上監護に特別な事情があったりだとか、そういった後見行為が少し重たい場合は報酬が少し上乘せされるというか、追加されるというふうにも聞いております。

具体的な金額、幾らというのはちょっと把握しておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑で、13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

今現在、市民後見人、何人、菊川市にいます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

市民後見人として家庭裁判所から選任されている方が2人いて、2人活動していたんですが、お一人の方が少し体調不良ということで辞退をされましたので、現在は1人の方が市民後見人として活躍をされております。その1人の方が2件の後見事務を行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

市民後見人の講座といたしますか、資格取得も開催してるように思ったんですが、今どういう状況ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

これまでに市民後見人の養成講座は、平成30年度と令和元年度、2年度、5年度、7年度の5回開催しています。

菊川市の受講者は、これまでに10人受講していきまして、研修を修了した、合格した方が8人、そのうち市民後見人の候補者名簿に掲載されてる方は今4人であります。そのうち家庭裁判所から市民後見人として選任されている方が、先ほど申し上げました1人という状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すいません。今の名簿に4人で、家庭裁判所の選任が1人ということで、ここってすごくハードルがあるのか、それとも需要が、後見人が欲しいよというところが少ないのか。ここの差はどういうことでしょうか。答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

すいません。市民後見人として選任するのは家庭裁判所で行ってる業務になるものですか、ちょっと、その名簿に4人掲載されていて1人選任ということで、その差について



どうしてかというのは、すいません、把握しておりません。

○分科会長（西下敦基君） あと、菊川市でこれで足りてるような感じで、需要に対して供給  
というか、バランスは大丈夫なのかお伺いします。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 今のところ、市民後見人は足りていないというふうな話は聞いて  
おりません。

この後見人養成講座は掛川市と菊川市と御前崎市の3市でやってるんですけども、それこ  
そ選任されてるのは、菊川市の先ほど、お一人いたけどちょっと病気で辞退されたというこ  
とですけど、選任されてるのは菊川市の方だけなんです。ほかは、名簿に載っていてもまだ  
選任されていませんので。

そういう状況です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。これについて、関連ありますか。16番。

○16番（山下 修君） 3市で一人だけという、今、ことなんですかね。そうすると、御前  
崎市で依頼なんかあるとその方が御前崎市のほうへということは、それはないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

この被後見人に対して市民後見人というふうにもうマッチングがされてるんで、御前崎の  
人に行くってことはない。

〔「ない。その市だけ。市民だけ」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（田中義喜君） そうです。被後見人と後見人はマッチングされてるので、その方  
の後見人ということになります。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の7番目のところ、山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 同じ成年後見制度促進費ということで、成年後見推進事業費補助金  
の採択されない要件とはどのようなことかということでお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

成年後見推進事業費補助金は、市民後見人養成講座の開催や市民後見人の活動を支援する  
取組、制度の普及啓発などに係る経費を補助対象とするものです。

採択されない要件は、県から明確には示されておりませんが、補助金申請の見込み調査を実施する際に、県から、年々交付対象となる事業の申請件数が増加し、十分な予算額を確保することが難しくなっていること、あと交付額が申請予定額を下回る可能性があることを十分考慮し、事業を実施すること、要綱に基づき予算の範囲内で補助することなどの注意事項が示されております。

このような状況から、他市町の申請状況によっては、必ずしも補助金申請が採択されるものではなく、不採択もしくは減額されることも十分想定される状況であるというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わります。再質疑でございますか。16番。

○16番（山下 修君） 過去に菊川市にも不採択になってしまったという案件なんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。幸いにもこれまでは不採択とか減額になったことはないです。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑でございますか。なければ、関連質疑はございますか。なければ、8番目のところも山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 3款1項1目の避難行動要支援者支援費ということで、説明資料の9ページ。避難行動支援システムデータ連携により、どのような効果・効率化が進むのか。また、県による交付金等の支援はないのか。避難行動要支援者名簿の作成の進捗状況はということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。現在、福祉課では避難行動支援システムを設置し、避難行動要支援者名簿の作成・管理を行っております。令和8年度に危機管理課が導入を予定している被災者生活再建支援システムでは、建物被害認定調査、罹災証明の発行、被災者台帳や避難行動要支援者名簿の作成・管理、個別避難計画の作成など、被災者情報を一元的に管理することができます。

福祉課では、新システムにより避難行動要支援者名簿の作成・管理、個別避難計画の作成などの業務を行う予定ですが、現在、福祉課で使用しているシステムから新システムへ個人情報データを移行する必要があるため、データ連携に委託料を予算計上するものです。新システムの導入により、大規模災害時には関係課で被災者情報を共有し、庁内連携を図り、切

れ目のない迅速な被災者支援につながるものと考えております。

また、本事業は県の地震・津波対策等減災交付金の補助対象となり、事業費の2分の1、203万9,000円の歳入に込み予算計上しております。避難行動要支援者名簿の作成状況ですが、令和7年12月に2,229人分の名簿を作成し、各自主防災会、民生委員、児童委員、警察署及び消防署へ情報提供をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。すみません。ちょっと名簿の数、何人っていいました。

○福祉課長（田中義喜君） 2,229人です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 先ほど、答弁の中で要支援者の個別計画等もというようなお話がありましたけども、個別計画の作成状況って何か、どの程度進んでいるか。なかなか難しいものですからね。分かれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。平井係長。

○福祉課社会福祉係長（平井輝男君） 現在までの作成状況ですけれども、本年度は、難病患者の方2名で、福祉専門職員作成による要援護者の方1名、あと民政委員が作成しているものが2名ということで、現在5名の計画書を作成しております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 今までに累計で5名という形になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。平井係長。

○福祉課社会福祉係長（平井輝男君） 令和5年度に1名、令和6年度に9名、現在5名ということで、トータルで15名という形です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。なければ、すみません。9番目のところも山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） すみません。3回連続で申し分けない。住民税非課税世帯暮らし応援給付金事業費ということで、タブレットの12ページということです。給付に関わる事務経費の軽減対策の検討はどうかということで、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます、田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。事務経費の軽減対策ですけれども、給付金対象者の抽出、支給管理などを行う給付金システム構築業務の委託であるとか、給付金に係る相談窓口事業を行う受付業務の委託等により、給付金支給業務に係る事務処理時間の短縮及び職員の事務負担の軽減を図るとともに、時間外勤務手当を削減するなど、事務経費の削減に努めてまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 福祉課の内部でそういった、こういうことが自治体DXというのが、そういったことの進捗というんですか、もうほぼ終わっているという認識でいいんですか。

○分科会長（西下敦基君） DXというのはどういう。

○16番（山下 修君） 標準化とか、いろいろ国で進めてて、令和7年度までにというような方針です。福祉課だけではなくて全体が進んでいると思うんですけれど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。標準化・共通化というところに絞ってお答えするならば、障害福祉システムであるとか、そういった部分については標準化のほうは、今年2月に標準化システムに移行を完了しております。ただ、移行はしたものの、まだいろんな課題があって、データ連携に障害が生じているとかそういった課題があります。

あと、後ほど答弁、質問にもあるんですけれども、26番の質問にも出ていますが、生活福祉係の関係の生活保護のシステムについては、移行が困難なシステムということで、本来であれば今年度中に標準化・共通化は終わらせるというのが基本的な考え方だったと思うんですけれども、令和8年の9月ぐらいまでに生活保護関係のシステムについては標準化を進めていくということで予定しております。

以上です。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はなくて、関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番ですが、出したつもりで出せてなかったかもしれないんですけど、対象世帯見込み数のところでお伺いしたんですが、住民税非課税世帯等給付金2,700万円の対象世帯見込み数2,700世帯でいただいていますよね。これのどういう見込みでこの人数になったのかなというところを少しお伺いしたくて、昨年の令和6年度住民税非課税世帯の世帯見込

み数1,230世帯というふうに見込んでいらっしゃったので、およそ倍になっているというところで、どういう見込み方をされたのかお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。少しややこしい話になるんですが、須藤委員さんが見ていただいた令和7年度当初予算の住民税非課税世帯重点支援給付金事業費と、多分対象者を比較されたんだと思いますが、令和7年度に行ったこの住民税非課税世帯重点支援給付金事業費は、これは令和6年度と7年度にまたがって、年度をまたげて実施をした事業になります。

令和6年度には国の11月22日に閣議決定された総合経済対策に基づいて、早急に支払うということで、6年度中にプッシュ型でできるものについては、専決処分で予算を確保して、先に専決で課税情報も口座情報も分かっている世帯には、先行して令和6年度中に支払いをしました。口座情報であるとか、課税情報が分からなくて、申請書を出していただかないと支払いができない世帯分については、令和7年度の当初予算で予算計上をして実施をしました。

ですので、令和7年の1,230世帯というのは、プッシュ型ではなくて申請型で支払う方の見込みを、ちょっとこのとき見込みが多かったんですけども、1,230世帯を見込んで予算計上をしています。この6年、7年にまたげて実施した重点支援給金も、結果的には2,560世帯に非課税世帯に支給をしていますので、今回の2,400世帯というのは、それに若干非課税世帯が増えることを想定して上乗せをして積算をしております。

以上でございます。

○9番（須藤有紀君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。これは、申請確認書等ということで、非課税世帯であつても出さないともらえないというようになっているんですけども、実際にこれをして支払いは何月頃の予定ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。令和7年6月に対象者を抽出して、支給対象者への確認書の送付をして、受付次第随時ということではありますが、令和7年7月、遅くも7月ぐらいには受付を開始して随時支払いをしていく予定であります。

〔「令和8年」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（田中義喜君） 令和8年です。すみません。令和8年です。

○分科会長（西下敦基君） 一応、予算書では、給付時期令和8年7月下旬以降、順次支給開始予定となっていますので。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、申請ということで、今まで令和7年ですか、1,230と少なくても大分今度は上がったということですけども、今後、把握できていないというか、そういう世帯が2,700ということですけども、まだあるのか。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと多分、内容を間違えていると思います。前のやつはプッシュ型で分かっているところが1,300ぐらい、あと分からないところがまた千幾つで、合わせて2,500幾つだったということで、今回は2,700、両方見込んでということの数字だと思いますので、それを踏まえてもし質問していただければ。

○1番（本田高一君） 漏れなく把握できるかどうかという、漏れている感じがいないか、確実に把握できるのか、その辺をちょっと聞きたいと思うんですけど、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 多分、ただ抜けがないかということで、答弁を求めます。平井係長。

○福祉課社会福祉係長（平井輝男君） 課税情報があるのは6月以降になりますので、その時点で課税か非課税かというのは分かると思います。ただ、未申告の方もいらっしゃいますので、その方については申請をしていただかないと分からないという形です。お問い合わせをいただかないと、本人が申告していただかないと分からないということです。そういう形で、課税か非課税かというのは分かる状態になっています。

○1番（本田高一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑いいですか。追加ということで田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） そういった方が申請漏れがないように、広報きくがわのほうでもしっかり周知を、届け出を、対象になりそうな人は申請を出してくださいって広報のほうもしっかりやっていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。須藤さん、何かありますか。

○9 番（須藤有紀君） いや、大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連でありますか、ここ。5 番。

○5 番（奥野寿夫君） 5 番 奥野です。前はプッシュ型だったんですが、今回はプッシュ型ではなくて、本人に確認書をもらってから、そうじゃないんですか。同じですか。ちょっとごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） 支払い方が前回プッシュ型で申請だったけど、今回は申請のみなのか。また、プッシュと申請なのかという確認です。答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。課税情報、基本的には今、係長が申し上げたとおり、6 月以降に課税情報の把握はできますが、それを基に支払いを行うわけですが、その非課税世帯になった対象世帯のお宅に、一応、確認書というか、を送付をします。その後に、例えば修正申告などで、課税状況が変わる状況はないですねという確認をさせていただいて、それを返送していただいた上で、非課税世帯であるということを確認した上で、今回は市の単独事業になるものですから、そこはしっかり確認していきたいと思っています。

前回の事業というのは、国の事業でやっていた事業ですので、そこら辺は求められていなかったんですけれども、今回これは推奨事業メニューの中に市の単独で組み立てている事業なものですから、会検の対象にもなるのですから、しっかりそこら辺は確認していくということで、そういう形をとっていきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 確認して振り込むということですね。ほかに質疑ございますか。5 番。

○5 番（奥野寿夫君） 奥野ですけれども、そうすると物価高騰対策用のを当ててということですね。国の制度があったらプッシュ型で問題なかったですけど、やっぱ市でやる場合は、そういうふうに確認書をやったほうが、会検とか考えるとやったほうがいいということになってくるって言われたんですけど、そうすると確認書を送ってこなければ、これは減る可能性もあるということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。申請書を出していただかないと支給率が下がってしまう可能性があるんで、そこについてはまだ対象になっていて、支給ができてないうちには、催促とかそういったことをしていくようにします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 2,700万円配るのに686万円ぐらい経費がかかって、結構かかるんだと思ったんで。ほかになれば、すみません。10番目のところを、小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 14番です。3款1項2目地域ふれあいホーム管理費です。タブレットで16ページ、地域ふれあいホームの利用状況について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。地域ふれあいホームは、東遠学園組合に貸し出し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援給付の介護給付にあたる事業で、日中における活動の場を提供し、陶芸などの創作活動や空き缶分別作業、カラオケやゲームなどの余暇活動を実施し、週末は一時預かり事業を実施しております。令和7年度は掛川市、御前崎市、菊川市、森町の3市1町で18人、うち菊川市は8人の契約者がおり、日によって利用者数は異なりますが、1日当たり5人程度の利用がある状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。これちょっと、依頼の質問なんで、その方がもれ承ったところによりますと、かなり昔は利用というか、人数が多くてごった返すくらい人がいたそうなんですけども、この頃あまり利用されていないという、その感覚があったみたいで、ほとんど利用していないんじゃないかということで、ちょっと質問したんですけど、今のでいくと大体1日当たり5名というのが、ほぼ平日、ほぼほぼ利用されているんでしょうか。その利用率というか、その辺は昔と変わらないのか、ちょっと分かればお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。鈴木係長。

○福祉課障がい者福祉係長（鈴木友規子君） 今、5人程度ということでお答えしたんですが、今回の質問にあたって、先週あたりに施設の東遠学園さんのほうにお聞きしたところ、全くない日も実際あるということですが、平均しますと平日は5人程度の利用があるということでした。特にその辺りについては、もしかしたら当初、始まった当初とは違うかもしれませんが、最近ではこの5人程度ということ、2人とか3人とかという日もあるそうです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですか。

○14番（小林博文君） 昔はもっと利用者が多かったんですか、ちょっと。



○分科会長（西下敦基君） ごめんなさい。再質疑ということで、14番。昔のことを聞きたいということで、もし分かれば。昔って、何年前の話ですか。

○14番（小林博文君） 僕ももれ承ったもので。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。私も実際の数字を持っているわけではありませんが、自分も小林委員と同じように、昔はたくさんいたというふうに聞いております。当初あの施設、今は少なくなりましたが、多かったと聞いています。今、係長がお答えしたように、先ほど答えた1日当たり5人というのは、ならした平均なので、なので全くいない日もあります。なので、いない日もあれば、5人ぐらい使っている日もあったというところで、ならば1日当たり5人程度ということで答弁させていただきました。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 草笛のほうにかなりその作業をする方が、おひとり作業されているということで、前はあそこでいろんな作業していたんだけど、何か減っているんだよというもれ承ったことがあるんですけど、それで、ほとんど利用してないんじゃないかという地元の方の意見があって、使ってんのかなというのがあったみたいで、ちょっとこの質問を上げてきたと思うんですけども、利用しているということで、よろしいですか。はい。分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） これ利用を上げるというのは、東遠学園の方、組合議員がいたら、そこら辺はそっち側で利用活用とかって言ってもらってもいいのかなと思ったんですけど。管理費でここに入っているだけですね。

○14番（小林博文君） 借地料のことを気にしていると思うんです。借りている持ち主の方の件もあると思うんですから、借りてないなら返したほうがいいんじゃないかというような話もあるんじゃないかと思いますが、使っていないならね、ほぼ。でも、今の話だと、ある程度は使っているということも分かりましたんで。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。活用がどんどんされなくなっていくと、そういう話がどんどん進むということですね。はい、分かりました。  
関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。11番目のところ、本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君）　お願いします。1番　本田です。3款1項2目知的障害者福祉費ということで、タブレット17になりますけども、事業費が119万4,000円の減額ということで、令和8年度は居宅介護事業補助金の計上がなしになったという、その要因のほうをお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君）　福祉課長です。居宅介護事業費補助金は、草笛の会が実施する居宅介護事業に要する職員1人分の人件費350万円を、掛川市・御前崎市・菊川市の3市で補助するものです。

草笛の会から、補助対象となる居宅介護ヘルパーが退職したため、令和8年度は補助金の要望をしない旨、連絡があったため、3市とも補助金を減額しております。

なお、居宅介護事業につきましては、引き続き、草笛の会がサービスの提供を行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君）　1番　本田ですけども、1人退職されたということを今お聞きしたんですけども、その代わりの方とか、そういったのは、お聞きしたいと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君）　福祉課長です。居宅介護ヘルパーの退職に伴って職員の追加募集は行っているというふうには聞いておりますが、なかなか応募がない状況であるというふうに聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君）　1番　本田ですけども、あと次の方が見つからないということですけども、それで大丈夫なのかって、その辺なんですけど。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君）　福祉課長です。ヘルパーが減ったことによって、多少の影響はあるというふうに聞いております。利用者が例えば同じ時間帯に重なる場合とか、そういった場合は受入れが困難になるという影響があるというふうに聞いておりますが、受入れが困難な場合は、他事業所を紹介するなど対応を取っていて、今のところ問題なく対応できているというふうに聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、すみません。関連あれば。なければ、次のところの山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下。3款1項2目の知的障害者福祉費。説明資料の15ページということで、あいあい学園の作業や活動内容はどのようなものか、また、菊川市からの利用者は何名か。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生活介護事業所あいあい学園は、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者への介護、創作的活動または生産活動の機会を提供し、支援する施設として運営しています。

主な日中活動として、「空き缶リサイクル」「染物、園芸などの創作活動」「歩行、室内運動などの健康づくり」「音楽、生花教室などの余暇活動」などの個別支援を提供しております。

令和8年3月1日現在の利用者は、全体で37人、うち菊川市の利用者が3人となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。13番目のところ須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。精神障害者福祉費についてでございます。

説明資料は、次のページ16ページ、タブレット18ページになります。

精神障害者入院医療費扶助の申請見込件数大幅増の要因はということで、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。精神障害者入院医療費扶助は、入院医療費の領収

書の提出をもって補助をしております、入院の目的や治療内容などの確認を補助要件としていないため、「どのような病状等により入院が増加しているか」や「今後の見通し」について分析することは困難です。

令和7年度は、入院医療費の領収書を過去1年間分または半年分をまとめて申請した方が多くいたため、当初の申請見込件数を上回る状況となり、12月議会において増額補正をさせていただきました。

令和8年度当初予算につきましては、令和2年度から6年度までの過去5年間の入院医療費助成金の平均と令和7年度の申請件数の増加状況を踏まえ、予算計上したものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。14番目のところ須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。訓練等給付費について伺います。

配付資料18ページ、タブレットで20ページになります。

自立訓練サービス費大幅減の要因及び積算根拠をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。自立訓練サービスは、生活能力の維持や向上を目指す方が体調や生活リズムを整えることを目的とした訓練です。

自立訓練サービスの利用期間は原則2年間で、2年を経過した後、就労継続支援サービスへ移行する方もおり、令和7年度は2人の方が就労継続支援B型に移行をしております。また、入院により利用を中止した方が1人おり、自立訓練サービスの利用者が減っている状況です。

当初予算の積算根拠ですが、当初予算積算時点における、令和7年度の年間見込額を令和8年度当初予算として計上しています。

令和7年度の自立訓練サービスの利用者が減り、年間見込額が減額となったことに伴い、令和8年度の当初予算額も減額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9 番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、15番のところを山下委員からお願いします。

○16 番（山下 修君） 16番 山下です。3 款 1 項 2 目障害者認定審査会費ということで、説明資料の20ページ。審査委員10人にはどのような方が選ばれているのかということでお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。菊川市障害支援区分認定等審査会は、障害のある方が新規または継続して介護給付等の障害福祉サービスを受ける場合、標準的な支援の度合を示す「障害支援区分の認定」を行っています。

また、障害福祉サービスの標準利用期間を超える利用や標準支給量を大幅に超える支給決定等に対する審査を行っております。

審査会は、医師 1 人、障害者施設の施設長 3 人、精神保健福祉士 1 人の合計 5 人の委員で構成する「審査部会」を 2 部設置しております。

身体・知的・精神の 3 障害を審査していただくことから、各障害分野の均衡に配慮した構成としています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16 番（山下 修君） 16番。今 5 人が一部と言うんですか、ワンチームみたいになって、2 部設置するというのは、何か意味があるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。審査会は年 6 回審査を行うんですけれども、5 人 1 組で審査会 A・B と 2 部構成として、それぞれ年 3 回ずつ審査のほうを行っています。

10 人で審査するとか、1 審査会につき、医師が 1 人と、先ほど申し上げた身体、知的、精神の施設長が 1 人ずつと、あと精神保健福祉士 1 人という構成で、2 部構成で、負担も減らすというところもあると思いますが、2 部構成で年 6 回、おおよそ 2 か月に一遍、審査会のほうを開くということで 2 部構成にしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 年3回、いや、6回ですか。同じ方を2人審査するとかって、そういうことはあるんですか。2回、そういうことはないですか。障害者の方を。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 先ほど申し上げた、例えば同じ方で支給量が大幅に年の途中で大幅な支給量の増があったりとか、そういった支給量の変更が大きかったりとか、利用期間が大きく変わるであるとか、そういった審査対象になるようなものがあれば、同じ人でも2回審査にかかるということはあるかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 16番。公平性を期すために、令和6年度はA班がやったと、令和7年度は今度別のBのチームが審査したと、そういうことは、対応はあるのかないのか。全然それは関係ないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 公平性を期すためにAとBで入れ替えてとかって、そういうことはしてないです。はい。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ちょっと作成が100人分あるとして、50件ずつAとBのグループでやっているような感じでということで、分化するということでもいいんですか、これって。

答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 審査会の開催が、大体Aだと、審査会Aが6月、11月、3月、審査会Bが5月、9月、2月ということで、先ほども申し上げましたとおり、おおむね2か月に1回ということで、その間に申請のあった件数を審査しますので、ある程度、2か月分をまとめてということなものですから、その間の申請件数によって、その審査件数というのは、その次、変わってきますので、特別そこで、前の審査会から2か月後に、その間にあった申請件数を、申請があったものを審査会にかけるということなので。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。ほかに質疑ということで1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけど、ちょっとその内容がちょっと分かりにくかったんですけど、障害者の方々、AとBと2つあるということなんですけども、単純に分かれているのか、それとも重なっているのか、その辺を。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。AとBというのは、ちょっと分かりやすくするために2つに分けたので、AとBという表現を使っていますが、審査会自体は5人1組の審査会が2つに分かれていて、年間で2か月に一遍、5人1組の審査会がそれぞれその間に申請のあった支給量、支給に対して、それが適正かということを審査をしているということですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、16番目を奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項2目障害者地域生活支援事業費、22ページ、タブレット24ページですが、手話通訳者派遣手当の増の要因について伺います。また、同じところで、成年後見制度報酬助成金増の理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。手話通訳者派遣手当は、令和7年4月から9月までの上半期の派遣実績を踏まえ、令和7年度の年間見込件数と手当額を算出し、令和8年度当初予算として計上をしています。

聾者の高齢化により、「通院等に係る派遣件数」が、令和6年度の224件から、令和7年度の派遣見込件数は255件と31件増加する見込みです。また、通院等に係る派遣は、待ち時間や診療時間の状況等により、派遣時間が長くなる傾向があるため、派遣手当の増加の要因の一つとして上げられます。

成年後見制度報酬助成金は、成年後見人等に支払う報酬を負担することが困難な被後見人を対象に、年間最大33万6,000円を補助する制度です。

令和7年度中に、新たに助成対象者が1人増えたこと及び過去の実績を踏まえ、助成対象者が2人増えることを想定し、増額をしております。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。手話通訳者は通院に係る派遣が増えたために手当額を見込んでらっしゃるということなんですけれども、通院に係る派遣がどのくらい増えて

いるかというところは分かりますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。先ほども申し上げました令和6年度の実績と7年度の年間見込みでは増えています。

少し過去の話をしめすと、過去からいくと少し医療を、通院に係る派遣というのは、このところ若干実は減っている状況です。数的に申し上げますと、令和3年度が、医療に係る派遣が290件、令和4年度が293件、令和5年度が238件、令和6年度が224件、令和7年度は見込みとして255件と、6年度から7年度にかけては医療に係る派遣が増えている状況です。一番多かったのは令和3年度、4年度のあたりなのですが、この頃は、コロナだったり、そういう影響があったのかは分かりませんが、増えている状況です。

いずれにしても、全体の手話通訳者の派遣総数に対する医療に関する派遣の割合というのが非常に高く、これもコロナ禍から比べれば減ってはいるんですけども、令和3年度と全体に占める割合が58.7%とか、60%近かったものがだんだん50%台、40%台に落ちてきていまして、そうは言っても、今も40%を超えているような状況です。

ですから、医療に占める派遣の割合は非常に高いということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 1点ちょっと関連で、手話通訳者さんの確保って、問題ないのか、だんだん厳しくなっているのか、そこら辺の感触が分かれば、お願いします。

答弁求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。現在、手話通訳者、登録通訳者って6名いますけども、今のところ特別そこに何か派遣に関して問題があるというふうには聞いておりません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません。17番目のところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項2目介護給付費について伺います。

説明書は25ページ、タブレットで27ページになります。



生活介護サービス費、施設入所支援サービス費、同行援護サービス費、重度訪問介護サービス費が増額になっておりますが、積算根拠をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。障害福祉サービスは、支給決定量の上限までサービスを利用しない方もおりまして、当初予算につきましては、実態に基づいた予算とするため、支給決定量の上限ではなく、基本的には当初予算積算時点における令和7年度の年間見込額を令和8年度の当初予算額として計上をしております。

生活介護サービス費は、支給決定量の上限日数まで利用した方が多く、サービスの支給量が前年度より月26.8日増加したことにより増額となっております。

施設入所支援サービス費は、利用者数は32人で同年度の同時期と人数に変わりはありませんが、令和7年度の年間支出見込額が増加したことに伴い増額となっております。

同行援護サービス費は、月4人の利用があり、前年度より1人増加したことや、支給決定量の上限時間まで利用する方が多かったことにより増額となっております。

それと、重度訪問介護サービス費は、1人の利用があり、前年度より支給量が月185.1時間多くなっております。利用者の家族が体調を崩し入院したことから、今後の介護方針を見直し、支給決定量を増やしたことにより増額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ18番目の問い、山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。3款1項2目障害者相談支援費、説明資料30ページ。

障害者計画相談支援給付費の利用者が15.2人/月当たりと、前年に比べ約1.3倍に増えていることで予算計上されているが、特別な要因というものがあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。障害者計画相談支援給付費ですが、障害者総合支援法に基づき、自治体が障害福祉サービスの支給決定を行う際、原則として、全ての利用者を対象にサービス利用計画書等の作成が必須となります。

利用者数の増加要因ですが、訓練等給付費や介護給付費などの障害福祉サービスを利用するに当たって、相談支援専門員によるサービス利用の目的や支給量の方針を定めるサービス利用計画書の作成と、一定期間後に計画書の評価・検証をまとめたモニタリング報告書の作成が必要となるため、障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、障害者相談支援の利用者及び計画書の作成等による給付費が増加しているものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番、よろしいですか。これ、人数も同じように1.4倍ぐらい、1点何ぼぐらいになっているんですが、人数が増えたということに何か原因みたいなのあるんですか、ないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 増えた理由ですよね。

○16番（山下 修君） 負担の。

○福祉課長（田中義喜君） 先ほど答弁させていただきました。

○16番（山下 修君） 人数が増えたというね。

○福祉課長（田中義喜君） 結局、障害福祉サービスの支給決定を行う際に、このサービス利用計画書が基本的には必須になるものですから、まあ介護給付費とか訓練等給付費などの障害サービスの利用が、今、年々増えていますので、それに伴ってモニタリングとかサービス利用計画書の作成は増えているということで、この障害者相談支援事業費の利用対象者も増えているということです。

以上です。

○16番（山下 修君） 相談件数は増えているということで捉えていいんですか。そうじゃない。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） サービス事業所が増えているかということですか。

○16番（山下 修君） これ、障害者計画相談支援給付費、利用者が53.2人から68.4人、月当たりに増えているわけです、人数が。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○16番（山下 修君） その人数が増えたという何か理由があるのかなと思って。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） すみません、繰り返しの答弁になってしまうんですが、障害者福祉サービスの支給決定を行う際に、原則として、全ての利用者がこのサービス利用計画書、その相談支援事業を使うっていうことになってるんですが、相談支援事業所にそのサービスの利用に係る目的とか支給量の方針を定めるサービス利用計画書の作成と、あと一定期間後にモニタリング報告書の作成が必要になるということなもんですから、その障害者福祉サービスの利用が増えれば、おのずとこのサービスを利用開始するに当たって、受けるその相談事業のほうの件数も増えていくということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

これ、障害のある方が増えているということで、そういうことでサービスを利用する方が……

○16番（山下 修君） 障害のある方が増えているっていうふうに捉えちゃっていいの。

○福祉課長（田中義喜君） あ、障害のある方自体が増えているかっていうことですか。

○16番（山下 修君） はい。完全に、この数字で月当たりの15.2人が、月当たり増えた予算で計上しているわけですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。障害手帳を持っているイコール全てのそういった介護給付費とか、そういったサービスを使っているかっていうと、イコールではないかもしれませんが、手帳を持っている方の人数は増えている状況にありますので、まあ障害の方も増えていますし、それに伴ってサービス利用の方も増えているということは考えられます。

以上です。

○16番（山下 修君） 分かりました。そこが聞きたかったです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。全体として人口が減る中で、障害者が増えているっていうのは、高齢化とかそういったことも影響あるんでしょうか。分かればお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○5番（奥野寿夫君） 分かれば。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 子どもの障害の認定率が上がっているというか、昔は隠していたけど、そういうのもあるんじゃないかなと思うんですが。

すみません、答弁は。答弁を求めます。鈴木係長。

○福祉課障がい者福祉係長（鈴木友規子君） 障害をお持ちの方で高齢者になった場合は、65歳からは介護保険のサービスを使うよう移行するという流れはありますが、それだけではサービスが補えない場合は障害のほうのサービスを引き続き併用して使っている方もいらっしゃると思います。

○福祉課障がい者福祉係長（鈴木友規子君） 一概に高齢者が増えているかというと、全体的に増えている傾向にはあるものの、児童のほうの障害のサービスなんかも増えてる傾向にあるので、全てが増えているかどうかとかっていうところまではちょっと分からない状況になります。

高齢に伴ってそちらのサービスを使う人もかなりいらっしゃいますので、あわせて先ほどの手帳を持ってる方も、全体的に身体的な方とか、精神の方も増えている傾向にはあります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。関連ですか、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今、児童の障害認定も増えているということだったんですけれども、もし数字お持ちでしたら、児童の障害認定率もしくは数の推移がどのようになっているかということと、あと併せて高齢者の認定率及び数の推移がどのようになっているかということ2点、数字でお伺いできればありがたいんですが。まず、今ありますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） それってちょっと数字の細かいのは難しいと思います。後で情報提供をもしいただければということをお願いしたいと思います。

○9番（須藤有紀君） お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） すみません、後でご報告するにしても、ちょっと認定率っていうのは出ないと思います。認定率っていうの、母数をどう数えるかというところもちょっとあれですので、その認定率っていうのはちょっと出ないかと思います。

手帳の所持者数であるとか、支給決定している人の人数であるとか、そういったところはお出るとは思いますけれども。

○分科会長（西下敦基君） これ、3年間ぐらい推移は欲しいですね。推移を。

○9番（須藤有紀君） そうですね、3年ないし5年ぐらいの推移をいただければありがたいです。

○福祉課長（田中義喜君） それは、手帳の人数とサービスの支給決定者数。

○分科会長（西下敦基君） ただ高齢者とか、若年層と高齢者層の違いが分かればいいような感じですかね。

○9番（須藤有紀君） 増加傾向にあるっていうところだったので、そこら辺の傾向をちょっと見て取りたいなというところですよ。

○分科会長（西下敦基君） また出せるような数字があれば、はっきりとしなくてもこんな感じでとか、もし分かればということで、情報提供お願いいたします。

〔「はい、お願いします。」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すみません、ここの障害者相談支援費のところで質疑ある方は。なければ次のほうに行きます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 2ページ目で19番目のところに行ったら、須藤委員、お願いします。

○9番（須藤有紀君） 立て続けで申し訳ないです。障害者支援事業費をお伺いたします。説明資料31ページ、タブレットで33ページになります。

つくしの家・ホーム負担金利用日数増の見込みとなっていますが、要因をお伺いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。菊川市からつくしの家を利用している児童は1人で、令和6年4月に入園し、現在も継続して利用しております。

つくしの家負担金は、前々年の9月から前年の8月までの1年間の利用実績に基づき、負担割合を算出し、総事業費に負担割合を乗じて積算することとなっております。

説明資料に記載した利用日数は、負担割合の算出対象期間の利用実績となります。令和7年の78日は、本市の児童が入園した令和6年4月から8月までの5か月間分の利用実績、令和8年の162日は、令和6年9月から令和7年8月までの12か月分の利用実績となります。支給決定量は上限の月23日ですが、体調不良等により休むこともあり、上限まで利用していない状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ次のところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 3款1項2目障害者福祉総務費をお伺いいたします。説明資料36ページ、タブレットが38ページになります。

障害者業務総合支援ソフトは、エラーチェック機能がなくなるための導入とあるが、詳細をお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。令和8年2月に従来の福祉総合システムから標準化に準拠した新システムに移行しました。新システムには、移行前のシステムに備わっていました県国保連合会から送付される障害福祉サービスに係る支払データを審査する機能がありません。

報酬の算定ルールに合致しているか、提供されたサービスが支給決定の範囲内であるかなど、請求内容の不備をチェックすることができず、誤った情報に基づき費用を支払う事務ミスが発生する可能性があります。

また、毎月、月末に約150事業所分の支払データが県国保連合会から送付され、翌月10日頃の支払期限までの短期間に正確な審査を行う必要があり、手作業での対応は困難なため、障害福祉業務総合支援ソフトを導入するものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところ、21番のところは私ですね。

内容としては、障害児者福祉計画策定業務委託料478万8,000円について、財源の負担金を差し引いたものが菊川市の負担ということでもいいのか。負担割合は何に基づいているのかお伺いします。

答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。本委託料は、令和8年度に掛川市・御前崎市・菊川市の3市で策定する障害児者福祉計画の策定に係る委託料です。

計画策定の事務局は3市で持ち回りとしており、次期計画は菊川市が事務局として策定を

いたします。

本市の計画策定に係る負担額は、委託料の478万8,000円のほかに、策定委員の報償費18万円、それと会議資料作成に係る用紙代として1万8,000円、それと会議資料印刷費として16万円の合計514万6,000円から、他市負担金の368万7,000円を差し引いた145万9,000円となります。なお、負担割合につきましては、均等割40%、人口割60%とし、掛川市は251万5,000円、御前崎市は117万2,000円の負担となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からはいいですけど、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の22番のところ、奥野委員よろしくをお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項4目プラザけやき施設整備事業費、38ページ、タブレット40ページです。

高圧受電設備更新工事を実施する理由について伺います。経過年数と耐用年数がどの程度かを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。高圧受電設備は、高圧で受電した電気を水道ポンプや空調設備などの動力機器用の200ボルトと、執務室の照明機器やOA機器などの事務設備用の100ボルトに変圧するものです。

本設備が故障した場合、電圧の変換ができず、電気の使用ができなくなるため、けやきの施設運営に重大な支障が生じることになります。

また、電気保安関係の管理を委託している中部電気保安協会から交換推奨の報告があったため、令和8年度に更新工事を実施するものです。

経過年数と耐用年数ですが、本設備は平成11年1月に製造され、平成12年のプラザけやき建設時に設置し、25年間交換していません。法定耐用年数は15年ですが、実耐用年数は20年から25年とされておりますので、更新が必要な時期となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところを須藤委員から23番目のお願いします。

○9番（須藤有紀君） では、3款3項1目生活保護費にいて伺います。説明資料42ページ、タブレットで44ページになります。

生活扶助費、住宅扶助費等、対象世帯人数及び金額の減で計上されているが、積算根拠はということでお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生活扶助費、住宅扶助費の積算根拠ですが、生活扶助費につきましては、令和7年8月末時点の92世帯105人に対し、当初予算要求時点の相談状況等を勘案し、令和7年度内に12世帯14人が増加すると見込み、104世帯119人分を予算計上をしております。

住宅扶助費は賃貸住宅の家賃等の扶助ですが、生活扶助費と同様に、令和7年8月末現在の状況から扶助費を積算したところ、令和7年度当初予算要求時と比較して、生活保護世帯が居住する賃貸住宅の家賃等の全体の額が安く収まる見込みとなったことが減額の主な要因となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。いつも予算の審議をさせていただくときに、物価高騰で高齢世帯が貯金の減で生活保護の相談に来られるのが増えているっていうふうにお伺いしていたので、当初で減らした数で計上して大丈夫かっていう心配があったんですけども、これは昨年の実績に基づくものってことで今後増える見込みはないのでしょうか。すごい聞き方ですね。

○分科会長（西下敦基君） この前の補正でそういった答弁があったけど、ただ積算したのが令和7年8月末ということになっていて、そこはちょっとずれがあるんじゃないかなという質問だと思うんですけど、それで大丈夫かという、何もなかったら補正すると思うんですけど。

もし答弁ができれば。田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 生活福祉係長です。現状ちょっと指標になるかわかりませんが、相談の状況をちょっとお話をさせていただきます。

生活保護に係る相談なんですけれど、令和7年度中で申請が26件ありました。



これが、今年の1月までの状況です。

大体1月に2人くらいの申請があるという状況になります。

変わってですね、その申請に至る前の生活保護の相談、生活保護のことについて教えてほしいとかってというような相談が1月までで、今年度43件ありました。

令和6年度末にこの相談の件数ですけれども22件、令和5年度末で52件ということはちょっとばらばらな数字になるんですけれども、そうして例年どおりの数字が相談があったのかなというふうに認識しております。

その中で生活保護の申請に至ったのが、毎月2世帯くらいということで、当初予算の計上をしたのが大体、9月に計算するんですけれども、8月末の状況にその相談状況を踏まえた形で年度末の姿を描いた、その姿がそのまま1年間生活保護続いたらどうなりますかという想定をして計算しておりますので、一応、これでまた足りなくなったらすいません、また補正という形にはなると思いますが、何分の不条理というのがちょっと読むのが難しいところがございますので、そんな形で計算をしております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

戦争でちょっと物価が上がったりとかするのかなという気もしたので、それも心配ですね。関連質問ございますか。なければ、もう一つのところを奥野委員からお願いします。24番目です。

○5番（奥野寿夫君） 3款3項1目同じ生活保護のところですね、県支出金が減ったのはなぜか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。県支出金が減った理由ですが、生活保護費の負担につきましては、基本的には扶助した保護費の75%を国が負担し、残りの25%を市が負担することとなっています。

しかしながら、ホームレスで居住地がないなど一定の条件の方を保護した場合は、生活保護法第73条に基づき、その25%を県が負担することとなっております。

令和8年度は法第73条の該当となり、県が25%を負担する対象の被保護者が1名、令和7年度中亡くなったため、県支出金が減少しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○5番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 県が25%、残りの75%はそれは国ということで、市はなくてというもののケースだったということよろしいですか。

○福祉課長（田中義喜君） はい。今言ったその生活保護法第73条の対象になる方は、市の負担はないということです。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連して次です。5番。

○5番（奥野寿夫君） その方は、市民とか住民票はないとかそういうことでしょうか。ホームレスということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 生活福祉係長です。その法第73条の対象になる方なんですけれども、菊川に居住の実態がない方が菊川に生活保護の申請をされた場合で、かつどこにも住所、居住を置いていないという方になりますので、一つの種類としてはホームレスというような形です。

あと、まれなケースですけど、入院している間に住むところになっちゃった、アパートが破壊されてしまったとかそういった方も場合によってはあり得ます。

○分科会長（西下敦基君） 住民票ってどういう感じ。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 住民票と住んでいるところは別として考えておりますので、居住の実態があるところで実質的にとなります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかに関連質問はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今定例会で、本会議場で報告のあった公務執行妨害の事件ですね、これが生活保護との関係だと思っておりますけれども、受給者に対して定期的な訪問はされてますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 生活福祉係長です。現在、生活保護を受けている方、世帯全てについて、AからEのランク付けをしています。その世帯高齢者の世帯なのか、施設に入って世帯なのかということでランク付けをしまして、例えばAっていうランクになった場合は毎月行きましょうね、Bっていうランクになったら2か月に1回行きましょうね、とかっていうような形で計画を作っています。

その計画に基づいて、ケースワーカーが訪問に伺うのが、一応セオリーという形になっています。当然何か急に出来事があったんですが、その世帯に行くよってということもあります。

先ほどちょっと、あの話のあった暴動のあった時期についてはイレギュラーと呼ばれてい

ったケースになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、生活保護も正式に申請を出して、それが認められない方について、今、お話ですと申請者が、呼び出しをしたということですが、その受給できなかった方に対する訪問はしてないのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 基本的には窓口に来て相談されるような感じで、生活保護を受けたいから訪問来いってということはないんです。

ただ、事情があれば行くのか、それが分かればお願いします。田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 田島です。もちろん、生活保護を申請をしたいからということでお話があって、けやきに来れないよってことであれば我々もちろん行きます。

で、あとその後、その方が却下になったよ、申請して却下になったよって言った場合について、その却下の話をするとときに、いろんなほかにもこういう制度があるよってというような話をします。

例えばそれは、高齢者であれば包括支援センターにつないだりとかしますんで、ちょっとケースの状況によって全て行くかどうかは分かりませんが、必要に応じて、訪問のほうも関わらなきゃいけないから、例えば生活困窮者自立支援事業につなぎましょうとか包括支援センターのほうに、場合によっては障害者施策のほうにつないだりとかっていうところで、却下した後の頃についても一応御本人さんにはお伝えをして、あと御本人さんがどういう選択をされるかというところで、何かしらの支援につながっていくのかなというふうには考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。今の当点がまさに重層支援なんですよ、ですから、それをこれからやっていただかないとですね、まあ事件につながるようなことが起きてはいけないもんですからね、ぜひお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 取りあえずやっているという回答だと思ったんですけど。

ほかに関連質疑は。

○5番（奥野寿夫君） これ、ちょっと今話が出たんですけど、訪問されるときは2人で訪問されるようにしてますか。

○分科会長（西下敦基君） 田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 田島です。訪問につきましては基本的に2人で行くようにしています。

例えば、ほかの例えばケアマネさんと一緒に訪問することになったよとかいう場合には一人で行く可能性がありますけども、原則あの一人でそのほうの方と対応することは避けるように言ってシェアしています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質問ございますか。

次は、25番目のところを松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。生活困窮者自立支援事業費です。

タブレット45、生活困窮者自立支援事業委託料の内訳を伺う。子どもの学習生活支援事業の委託について委託先や支援内容について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。委託料の内訳ですけども、生活困窮者の自立に向けた相談や支援プランの策定を行う自立相談支援事業として、542万4,000円、家計のやりくりの助言等を行う家計相談支援事業として70万4,000円、様々な要因により就労に結びつかない方、ひきこもりとなっている方等への支援を行う就労準備支援事業、ひきこもり支援推進事業として283万5,000円、貧困の連鎖の解消を目的とした子どもの学習生活支援事業として218万9,000円となります。

子どもの学習生活支援事業ですが、生活保護の被保護者世帯、就学援助の対象となる準要保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学生から高等学校対象年齢までの子どもを対象に受講者を募り、夏休みと冬休みに講習会を行います。

学習支援だけでなく、進学相談や生活習慣への助言なども行う予定です。

委託先につきましては、教育に関わりのある法人へ委託し、講師を派遣していただくことを検討しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。子どもの学習生活支援について、夏休みと冬休みに主に行っていただくということですが、平日は全く行わない。平日というか、夏休み、冬休み以外の長期休み以外は行われなかったのかと、あと、中学校3年生等の高校受験等を控えられた子は少し手厚くとかつてなるのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。来年度から新たに始める事業ということで現時点では夏休み、冬休みの長期の休みの間に講習会を、今、想定では夏休みは4回、冬休み1回ということで実施をする予定です。

受験を控えたお子さんに対しての手厚くってということも、今のところは今の回数でやる予定ですので、特別そこについては検討しておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。関連質問はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、母子福祉費で100万ほど計上今度してますが、新しい事業ですね、独り親家庭の受験料支援金という、これちょっと説明できますかね。

○分科会長（西下敦基君） これ、昨日説明があったので、ここの課ではないので、ただ、そことの関連を聞いていただければと思います。

○13番（織部光男君） わかりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連がある事業だとは思うんですけど、ここで学習支援して受験するんだったら、そこの予算を使ってください引き渡しをするような形で思うんですけど、もし関連が説明できれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。子育て応援課で上げている予算だと思うんですけど、あちらの受験料とか模擬試験とかを受けたときの受験料を補助するという事業だと思うんですが、あちらの事業のほう福祉課で今度行う子どもの学習生活支援事業の対象になっているお子さんが対象になっているというふうに理解しています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 5番。

○5番（奥野寿夫君） 奥野です。聞き漏らしていたら申し訳ないですけど、今回これを実施するようになった経緯というのは国の中にそういう補助金がついたのか、分かればもう一度お願いします。

○分科会長（西下敦基君） この事業の経緯ということで、答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。子どもの学習生活支援事業については、もう以前からこの学習支援事業は、生活困窮者自立支援事業のひとつのメニューとして実施できるということで、御案内はあったわけですけども、なかなか制度化ができなかったところではあ

りますけど、議員の皆様からも当然こういった事業をやっていたほうがいいんじゃないかという御提案をいただいておりますし、私たちもその必要性を感じていましたので、事業のほうを計画して、令和8年度から実施すると。

令和6年度でしたかね、昨年に策定しましたが子どものほうの計画の中でも8年度から実施をしていくということで私たち載せていますので、その目標に向けて8年度から実施をしていくということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 貧困家庭対策の一環でという感じのところはあると思うんですけど、ちょっと聞き忘れたんですけど、子どもの学習生活支援事業委託ってこれがいくらだったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。218万9,000円です。

○分科会長（西下敦基君） すみません、重ねて新規の218万ということで、それ以外の事業で、令和7年だと218万足しても900万ちょっとだったのに、980万くらいですけど、全体としたら1,115万ってほかのところもボリュームが上がったのかなと思ったんですけど、それについてほかの事業、相談事業とか就労準備とか、ひきこもりのやつ、どこか、全体に増えたのか予算が強化されたのか、もし分かればお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 田島です。生活困窮者自立支援事業の委託事業のメニューですけども、学習支援事業以外のところは社会福祉協議会に委託をしています。

社会福祉協議会が8年度から消費税の増税の補充になりましたのでその部分が、委託費に乗っかっているということです。

○分科会長（西下敦基君） 50万に乗っかっている、1,000万だったら、50万も回ってないですもんね。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） という形で事業費が上がっているという実態でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。そこらへんの経費がまた上がっているということで。ほかに何か。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。すみません、この補助率は2分の1補助っていうことですか。大体、事業のですね、国の生活困窮者自立支援事業。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田島係長。

○福祉課主幹兼生活福祉係長（田島康順君） 田島です。生活困窮者自立支援事業ですけども、それぞれの事業によって負担割合、国庫補助金及び負担金の負担割合が異なります。子どもの学習支援事業は50%と。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと疑問を確認。子どもの学習支援というのは、募集をかけて何人くらいを対象と考えていくのか、一応、分かれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。現時点での計画ですけども、小学生15人、中学生15人、高校生15人を予定しております。

○5番（奥野寿夫君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連ありますか。

ここで、なければ次のところに。26番目のところを、奥野委員お願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款3項1目生活保護総務費です。

46ページ、タブレット48ページになります。

生活保護システム移行とはどのような内容かお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。生活保護システムの移行内容についてですが、本事業は国が示した仕様書に基づく地方自治体の基幹業務システムの標準化・共通化に伴うもので、現在使用している生活保護システム及び生活保護等版レセプト情報管理システムを令和8年9月に標準化準拠システムへ移行するものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後、須藤委員からお願いします。27番。

○9番（須藤有紀君） 3款4項1目災害救助費について伺います。

説明資料47ページタブレットで49ページになります。

今回の2月定例会に上程されました案件で、条例が一部改正され、3月上旬に施行予定と伺っておりますけれども、委員会設置に係る予算措置が見受けできませんでしたのでその予定についてお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

災害弔慰金等支給審査委員会の設置に係る予算としては、医師、弁護士、医療ソーシャルワーカーの委員報酬などが想定されますけれども、審査委員会は、一定規模以上の自然災害の発災後に必要に応じて設置・開催するものです。

災害弔慰金等の支給申請があり、災害関連死など、災害との因果関係の判断が難しい事案が発生した場合において、審査会を設置・開催することとなるため、いつ開催するか判らない状況です。このため、今後も当初予算において、委員報酬等を予算措置することは想定していません。

審査委員会を開催することとなったときに、補正予算を議会に提出・ご審議いただき、必要な予算を確保するなど、適切に対応してまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） これって災害があって、ちょっとこういった事例が、震災があったからこういった委員会を、委員を見つけたりとか予算を取ったりとかって感じになるのか。それとも、大きな災害があった時点でもここは準備するのか。その場合について伺います。田中課長。

○福祉課長（田中義喜君） 福祉課長です。

災害関連死であることは、災害障害見舞金の審査を行うものですから、自然災害が発生して直ちに設置するものではないので、ある程度期間において審査会を設置することになるかと思いますので。委員の選出であるとか予算の確保については、ある程度期間的な余裕があるのではないかというふうに考えております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） これでひと通り終わりましたが、福祉課について何か質問し忘れが。14番。

○14番（小林博文君） すみません。ちょっと予算と直接関係ないので申し訳ないんですけど。生活保護の件で、タブレットであえて言うならば、紙だと42ページ、タブレット44ページ。保護内容の中で、出産助成費があると思うんですけども、生活保護の方が出産すると出



産費用っていうのは、ちょっと調べたら基準で25万円プラスアルファで大体40万円ぐらい出ますというような感じで、地方自治体によって違いますけど。菊川市だとどのくらい出ているのか。これって、本人に直接支払われるのか、病院側に入るのか。ちょっとこの辺を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 田島係長。

○福祉課生活福祉係長（田島康順君） 生活保護の中の扶助の1つの中に出産扶助というのがあります。ちょっと積み上げをしないと出ない場合もあるので、何とも言えないんですけど、大体30万円ぐらいが扶助費として支給されるんですけども。基本的には産婦人科の病院さんのほうに行きます。ご本人さんの手元に行くんじゃないくて、産婦人科に入る。

○14番（小林博文君） 不足分は産婦人科が請求する。

○福祉課生活福祉係長（田島康順君） 不足分というか……

○14番（小林博文君） お産費用の30万円じゃあ当然ほかの一般の方を見ても、今50万円ぐらいかかると思うんですけど、その部分は産婦人科が不足分を当事者に請求するような形になる。はっきり言うと、なっているみたいなんですけど。それと、プラス健診のときもある程度、7,000円とか1万円とか出るように、調べたら出るんですけど。これって、今一般の方はクーポンみたいなのを出しますよね、費用を免除する。ああいうのは生活保護の方ってどういう扱いになっているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。足りないところもあるんですね。それって自己負担できない。田島係長。

○福祉課生活福祉係長（田島康順君） 出産扶助ですけど、基準額が31万8,000円以内になります。足りない部分とかがって話がちょっとめったにない部分なんで、あれなんですけれども、医療保険に関わる部分については医療扶助ということで健診でやっているんですけど、クーポンのルールからは外れる形に確かなっていったと思います。ちょっと思いますという形になっちゃいますけど、なっているはずですよ。多分ですけども、お医者さんのほうでこの事情を分かってくれていると思うので、足りない部分の請求というのはないんじゃないかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。

クーポンはこの生活保護の方にも出ている。クーポンというか、健診の定期的なところに、クーポンというのかよく分からないですけど、市が負担を出していると思いますけど。それ

はどこに聞けばいいのか。

○分科会長（西下敦基君） ちょっとまた確認をして、またお知らせいただければ。

ほかに。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

ページで言いますと、タブレット24ページ、先ほど障害者の数が増えているということについてちょっとお聞きしたんですけど、その関係で。今、菊川市のほうのデータルームを見てみると、この5年間で18歳未満の身体障害者手帳の所持者は45人から41人に減っていて、18歳以上が1,451人から1,504人に増えていて、その内訳を見ると、内部障害という方が448人から492人と50人くらい増えているようですが。これは、病気とかでそういうふうになった方が一番増えているように思うんですけども、その辺のことは、それで申し訳ないですけど。

○分科会長（西下敦基君） それも含めて、後で須藤さんの質問と一緒に部類をもらえれば。

そんなすぐにはないですよ。

○5番（奥野寿夫君） ここで答えが出て終わればそれでいいかなと思ったんですけど、もし答えが出ないようなら、いいです、また後で。

○分科会長（西下敦基君） それは後日また資料をいただければということでお願いします。

ほかにあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、よろしいですか、質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退室となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項に市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、議員間の自由討議を行います。ご意見のある方は挙手にてお願いします。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども。

障害者手帳の件が今出たんですけども、多分社会保障がしっかり充実してくると、以前は障害者というとあまり自分で認めたくないという感じじゃないかなと思うんですけど、今は社会保障がしっかり充実して、その点で手帳を持っている方が増えているというのはそういうところにあるのかなと感じたんですけども。

○分科会長（西下敦基君） これに関してご意見あれば。昔は障害というとみんな隠して手帳を持たないような人もいたけど、今は結構オープンになって、持つ方もいてサービスを受けられるようになってきてますよねという、そういった解釈でよろしいですね。

これに関してご意見あれば。14番。

○14番（小林博文君）　うちの母も耳が遠くなって難聴で補聴器を買うときに、一般で買うよりも医師のほうから障害者手帳の申請をしたほうが補助率が高いですよということがあって、割とハードルを下げて、今おっしゃったとおり、補助制度が充実してきたので、手帳を持ったほうが補助が高いから申請したらどうですかということが、そういう相談みたいなのが増えているのかなと思っているんですけど。意外と高齢だからというのはそういうところもあるので、そういうのが多分高齢に限らず子どもさんのほうでもそういう、身体障害とかのほうでもあるのかなと思ったんですけど。今、そういう相談が増えているのかなと、今聞いていて思ったりはしましたので、その辺かなと。

○分科会長（西下敦基君）　関連で。1番。

○1番（本田高一君）　1番　本田ですけれども。私は中学校で勤めているときに、特別支援の子たちを見ていたんですけれども、持っていない子がいるんですよ、手帳を。だけど、学校側でも持ったほうがお得だよということで結構勧めるものですから、そういったところもあるかなという。

○分科会長（西下敦基君）　関連して、15番で。ちょっと障害者の方が増えているというのは、子どもの場合だと医療が進んで、前は助かんない子どもが今は助かるようになって、そこが大きくなって、障害がある子も多くなったのはそこら辺もまた理由であるんじゃないかなと私は思っています。

以上です。

ほかに。

○5番（奥野寿夫君）　5番　奥野です。

先ほどの資料だとさっき言ったように、子どもは必ずしも増えてないんですけれども、それ少子化っていうのもあるかもしれませんが、今言われた本当に聴覚障害っていうのはちょっと今増えているようなので、確かに今言われたことはあるかなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　関連であれば。13番。

○13番（織部光男君）　難聴になるっていうのは年を重ねると老化だというふうに考えるけど、そうではないんですよね。私も映画なんかも好きで見に行くんですけども、ものすごい音量であるんですよ。だから、私は耳栓を持って行くんです。耳栓を持って、耳に悪いんです。プレス工場なんかでバンバンバンバンやっていると、ああいうところは皆さん難聴に

なっちゃいます。気をつけないと。カバーをしていないと。ですから、若い方々でも今から大きな音はあまり聞かないで、鼓膜には悪いということを知っておいてもらうということが大切だと思うんですね。

この福祉がものすごく大切で、私は一般質問でも重層関係でやりましたけれども、やっぱり本当に苦しんでいる方は失うものがないものですから、怖いものがないんです。ですから、人を傷つけるなんてこともできるようになっちゃうんです。守るべきものがないものですから。そういう人たちをやはり却下するというのは私は、生活保護の規則があってそれにはまらなければ駄目だと言うんですけども、どれだけ救えるかというような重要なところだもんですから。人間として最低限の生活保障という国で保障するものですから。1人でも多くの方に受給してもらいたいなと個人的には思います。

○分科会長（西下敦基君） 今、ちょっと生活保護的な話になっているので、これに関連してあれば。なければほかでもいいですけど。5番。

○5番（奥野寿夫君） 今回の子どもの学習支援、これは本当にいいことだと思うので、ぜひ子どもたちの学習環境の改善につながると思います。

○分科会長（西下敦基君） あれって議員さんから要望があったというのは何だったかな。倉部さんとかかな。自分もちっと貧困のことは言ったような気もするんですけど。なんか理由が。新しいことをやってくれるのかな。ただ、これから募集して行って、ちゃんと募集してくれないと集まるのかなというのもあったり。ただ、あと平日のほうは、多分NPO法人の方で市民協働センターで教育支援みたいなのをやってる人もあるので、そういうところをうまくやって、そういったところがまた夏休みも冬休みもやるのかなと思います。

以上です。

14番。

○14番（小林博文君） さっきのひとり親もそうなんですけど、生活困窮者の、国のほうがいろんな令和何年にこれもやったらどうだということをいろいろ段階を出してきていたので、それをけやきでやっているのがあって、それが塾行けない子どもたち集めてやっているの、それに絡めての議員からの意見という話だと思ったんですけど。言っていた27年に国としてはこういう制度もやれます、補助出しますよというのがあったんだけど、制度を補完できなかった、なかなか至らなかったっていうのをやりますということだと思うので。そういうの結構、ひとり親とか生活困窮者とかで見ると、国がどういうことをやれということを何年に出したとかというのが一覧で出てきているので、その中で菊川市がこれやれていないんじゃない

いのというのがあれば提案したりするっていうのもいいと思うので、そういう中で出てきた話だと思います。

○分科会長（西下敦基君） これに関連してあれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

児童手当は無条件で子どもにはもらえる。でも、児童扶養手当になるとちょっとハードルが高くなって生活費の絡みが出てくるものですから。それと、もう1つは学業の補助というのはありますよね、教材等に出す。私はこれは本当に初めてだと受験に対する費用を持つという。ですから、これは、私は申請主義でいくと、これが始まったということを知らせるのがまず第一だと思うんです。そのために何をするかという。もう片親世帯に全てのこれを情報として送るとか。そういうことをしてやらないと、いざ自分の子どもが受験するとき使えるこういう制度もあることすら知らないで終わってしまうんじゃないかなと思うものですから。それはやっていただきたいなと思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。14番

○14番（小林博文君） 成年後見人の話になるのですが。ちょっと僕あまり入れなかった、お1人の方は存じ上げているものですからあれなんですけど。ちょっと聞いたところでは、今言った1人の方が病気になったんでその方と一緒に過ぎていて、その方の見てる方を引き受けて今度お2人受けますよという話は聞いてたんで、それが今菊川は1人しかいないというのがその人だったというのがちょっとびっくり。前は3人ぐらいいたと思うんですけど。裁判員制度のあれと一緒にエントリーしておいて、必要があれば裁判所が指名してあなた行ってくださいみたいなのでやるみたいなので、その辺がどのくらい重要という申し訳ないですけど、必要な方、求める方があるかで、菊川市はまだ1人で賄っているし、近隣はいないというところなので。

実際のところ聞くと、決して高齢者とか独居じゃなくて、若い方でちょっとその人、1人がそうだというんですけど。意外とどういうタイミングで来るかって難しいんだけど、あれば請け負うんだけど。たまたま一緒に、1人立ちするまで一緒についてやるみたいなんですけど、その人が受けてた方が病気になったんで請け負いを引き継いだという形だったそうなので。その件で今のさっきの話の流れの中であつたんで、そこら辺かなと思いました。

○分科会長（西下敦基君） ほかにあれば。先に9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

成年後見人のところで、私もあまり入れなかったんですけど、実は身内でちょっとこれに行き当たった例がありまして、複雑なんですけど、おばあちゃんの在所から出た浜松に住んでいる家族があって、おばあちゃんのお兄さんの家族が浜松にいますけど、おばあちゃんのお兄さんも含め皆さん亡くなって障害のある娘さんが1人だけになってしまったというケースで、成年後見人がついていたんですけども、その1人になってしまった障害のある方がごみ屋敷の中に住んでいて、お倒れになって、救急車を呼ばれたと。そのときに成年後見人がついていたけど、名刺で名前だけは分かるが電話番号がなかったということで、いざというときに頼れない成年後見人だったという。困った救急隊が唯一携帯に残っていたおばあちゃんの在所のところに電話をよこして、その方が浜松に駆けつけたという事例があって。結局その方も障害もお持ちだし、1人で浜松のごみ屋敷になってしまっているお家で生きていくのも難しいので、引き取るかどうかという話を今してしまして。いざというときに成年後見人が頼りにならなかったという事例がちょっとございました。これ、どうしたらいいかなというのを今身内で課題として考えているんですけども。

もし、この市民後見人という形で、地域により寄り添ってくれる方がついていてくれたら連絡もいくし、支援していただけたのかなっていうのを思いましたので市民後見人の育成っていうところは市としても力を入れていただけたら安心が広がるかなというのは感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連があれば。14番。

○14番（小林博文君） 僕の知っている人は市民後見人なんですけど、すごく相性があって、最初に行ったときにはもう門前払いっていう人も、何日か接しているうちに、この人じゃなきゃ駄目っていうくらいまで付き合うっていうのもあって。申し訳ないけど、相性がどうだったかとか、触れ合った機会がどのくらいの期間だったかっていうのもあると思うんですけど、その辺で市民後見人はあくまでも依頼されてそこへ行くんで、どんな人かも分かんないところへいきなり相手側もそんな初対面の人が来たんで警戒するっていうのもあって、なかなかいい仕事するまで時間がかかるっていうのはあるのかなと思いますので、その辺だったのかなと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 関連があれば。13番。

○13番（織部光男君） 今、須藤さんのお話は本当に切実な問題で、認知症になって子どもがまだいたりすれば近くのそういう方をやればいいと思うんですけど、実際に弁護士に頼むと毎月3万円っていうのを私以前講習で聞いたことがあるもんですから、専門職には頼めな

と思うんです。問題は、福祉の関係で言いますと、自分でなくて子どもが障害者であると。そして、そういう知的障害があると、自分が死んだ後に子どもがどうなるんだという心配事がまず第一なんです。ですから、そういった方に市民の後見人をつけるということは、法的にこれからやっていかなきゃいけないことだなと私は思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連して、草笛さんとかは子どもがあそこへ通って、親がその後心配だといって、こういった市民の後見人さんとか、市でもやっぱり情報を持って、草笛さんとしても、そういった事業というか、そういったのも見ていただければとは思いうので。そこら辺は菊川市、結構恵まれているほうじゃないかなと、ちょっと僕は逆に思っています。あと、またどこか施設に預けるという多分のもあると思いますので、自分がいなくなったとか。なかなかそういったフォローができるようになってくれればなとは思いました。ある程度できているのかなと思います、社会としても。

ほかに。16番。

○16番（山下 修君） 河城でしたっけ、生活保護か何かずっと連れて被害に遭いそうになったっていう、ありましたよね。同じように、自分たちの周りには民生委員さんがおったり、保護司さんがおったり、保護司さん、滋賀の大津のほうで殺されているというようなものもあるんですけれども。絶対そういう、相手がいい人か悪い人かどういう状況かというのは判断できないというのもあるかと思うんですけど、先ほどの回答でもあったように、1人で単独でそういった形の訪問っていうのは、できるだけ避けていただくというのが一番いいのかなと。最近では保護司さんなんかも自宅を訪れて相談するっていうのではなくて、場所をもう少し公の場みたいなところで設定して相談する。こういうような状況になっていると思うもんですから、相談する立場の方の身の安全ということをしっかり考えた対応にしていかないといけないのではないかと。

○分科会長（西下敦基君） ほかにあれば。いいですかね。自由討議はこの辺で。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、自由討議は終わります。

以上で、福祉課の予算に関わる審査を終わり、ただいま出されましたご意見等をもとに、分科会報告を作成し、一般会議予算決算委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開し、健康づくり課の予算審査を行います。

初めに、長尾健康づくり課長及び出席者の紹介をお願いします。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） では、健康づくり課です。よろしくお願いします。

まず、出席職員の紹介をさせていただきます。

主幹兼保健医療係長の山田。健康増進係の大石。

○健康づくり課主幹兼保健医療係長（山田克哉君） お願いします。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 保健増進係の大石、課長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） お願いします。

それでは事前質疑をなされた方から質疑をしていきたいと思いますので、1つ目は山下委員からお願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。

4款1項1目の医療救護費ということで、説明資料の67ページ、すみません、「医療」となっていますが、医薬材料費が対前年比300%で計上されている要因は何か、また適正在庫の考え方はどうかということでお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

医薬材料費が対前年比300%で計上されている要因につきましては、医薬材料等は備蓄計画に基づき更新が必要なものがあり、プラザけやきと家庭医療センターの2か所の救護所への災害用救急医療資機材として、2年更新や4年更新の物品があるため、その更新時期が来年度到来することによる増額です。

次に、適正在庫の考え方についてですが、有事の際に各救護所で軽症患者約100人分を処置できるよう、必要な医薬材料等の備蓄をしております。

南海トラフ巨大地震が発生した場合の市内の軽症患者は、最大値で約1,700人余りと想定されておりますので、備蓄数は十分ではないと思われませんが、医薬材料等につきましては、県への要請に加え薬剤師会と協定を締結しておりますので、市内の薬局から薬剤等を調達でき



るようになっていきます。

ですので、市で備蓄する医薬材料等については、今後も備蓄計画に沿って適切に管理をしていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番 山下です。

すいません、2年更新、4年更新、6年更新、ちょうど最小公倍数、近いかわからないけども、ちょうど重ならないようにうまく配置するということは、何か考える部分があるでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

今、課長から答弁がありましたとおり、医薬材料につきましては、1年更新、2年更新、4年更新と6年更新のものがあります。

1年更新、2年更新のものもありますので、基本的には毎年何かは更新しないといけない。2年には1回何か更新しないといけないということになりますので、たまたま来年度は2年とか4年のものも更新しないといけなくなるということになりますので、ちょっとばらせることは難しいかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） すいません、1年更新のものって、1年のものを捨てちゃうとか、捨てる前に何かほかに何か流用をちゃんと、活用しているかということを確認させてください。答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。基本的に市のほうで捨てるということはあまりしておりません。活用できるものは、例えば病院で使ってもらうとか、そういったところに渡しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ロスはなくしているということで。

ほかに関連はありますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども、先ほど100人分の備蓄があるということと言

ってたんですが、けやきと家庭医療センターですか。それに100人分ですか。その辺をお聞きしたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

100人分の備蓄というのは、家庭医療センターとけやきそれぞれになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目のところ、本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） すいません、4款1項3目予防接種費、健康づくり課ということで、タブレット71ページでお願いします。

報酬費と職員手当等が大幅に減額されているが、その理由を伺いたいと思います。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

報償費及職員手当の減額の理由ですけれども、本年度まで予防接種費において、会計年度任用職員2名の報償費及び職員手当を計上しておりました。

しかし、新型コロナウイルス関連の業務がほぼ収束を迎え、業務量が減少したことにより、保健医療係の会計年度任用職員1名減員ということで、減らしたことによる減額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質問がございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで私からで、内容が予防接種委託料について、それぞれの接種数量と前年度比較について伺います。

答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

それぞれの予防接種の接種数量につきましては、令和8年1月末現在の実績値となります

けれども、インフルエンザが8,121件、金額で約3,400万円ほど、肺炎球菌が174件、金額にして約88万円ほど、新型コロナウイルスが900件、金額にして約730万円ほど、带状疱疹が1,307件、金額にして約730万円ほど、風疹第5期が10件、約10万円ほどとなっております。

また、前年度比較につきましては、令和7年1月末実現在の件数と比較しまして、インフルエンザが308人の増、肺炎球菌が25人の増、新型コロナウイルスが1,000人の減、風疹第5期が39人の減となっております。

なお、带状疱疹につきましては、本年度新規授業となっておりますので、前年度との比較はできませんので、ご了承ください。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。前年度と今年度で何か特徴って特にはないですね。風疹が減ったのは、やる人があんまり需要ないというか、僕もやんなきゃいけないのかなと思いつつはいつかしているの、何か今年特色みたいなものがあればということで、見解ありますか。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

前年度と比較しまして、まずインフルエンザが381件増えたというふうな結果になっているんですけど、これは想定でしかありませんが、今年度のインフルエンザにつきましては、10月のお祭り付近で1回ピークを迎えたことがありました。

そこでインフルエンザにならなかった方が、インフルエンザの接種をしたのではないかとということが想定されますので、こういった増加につながったんじゃないかと考えられます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

関連ありますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、令和7年度でコロナの関係のワクチンを打った方は何名、何か1,000人減とかって今言ってたんですけども、実際に打った方はいるか、いなかったか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

定期接種で接種した数になりますけれども、900人が接種をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところも同じところで、奥野委員からお願いします。

○5 番（奥野寿夫君） 同じところでその下でございますけども、予防接種費の助成金が増えた理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

助成金が増えた理由につきましては、带状疱疹ワクチンの接種費助成金を増額したことが主な要因となります。

本年度の当初予算計上時には、任意接種対象者を50歳から64歳と想定して予算計上しておりました。

しかし、国が令和7年3月の時点で、定期接種対象年齢を65歳以上5歳刻みの指定年齢としたことから、令和7年9月補正において、任意接種対象者数や接種率の見直しを行い、接種回数を267回から1,400回へと変更する増額補正をさせていただきました。

令和8年度の当初予算につきましては、任意接種対象者が50歳以上かつ定期接種対象者以外の人となり、令和7年度当初予算計上時とは対象者が大きく異なるため、比較すると248万4,000円の増額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5 番（奥野寿夫君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16 番（山下 修君） ちょっと教えてください。带状疱疹ワクチン、生ワクチンともう一つ、何ですか、不活化ワクチンか何かありますよね。2本立てのワクチン。それぞれの長所があるんでしょうか。金額的にもそうですが。

○分科会長（西下敦基君） 2つのワクチンの説明をお願いしたいということで、答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

まず、生ワクチンにつきましては、まず、自己負担額が4,500円ぐらいでできるので、非常に安く接種ができます。

こちらの生ワクチンにつきましては、効能が約5年間すると40%から50%ぐらいが効くよ

というように説明がされております。

逆に組換えワクチンにつきましては、2回接種する必要があります。1回につき、今、定期接種では1万6,500円かかりますので、2回接種すると3万3,000円ほどかかるようになります。

ただ、組換えワクチンにつきましては、10年たったとしても、8割から9割ぐらいの効能がまだ残っているよということになりますので、長く効果を求めるならば、組換えワクチンのほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかのって不活化ワクチンということですかね。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） そうです、不活化ワクチンになります。

○16番（山下 修君） 組換えのやつが不活化ワクチン。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

○16番（山下 修君） オーケーです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質問、いいですか。

すいません、次、5番目のところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。4款1項3目新型コロナウイルスワクチン予防接種について伺います。

説明資料で71ページ、タブレットで73ページになります。

予防接種健康被害給付金の対象は、認定された健康被害の具体的な状況は、過去の被害事例はあるか、補償はいつまで続くかということでお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

まず、予防接種健康被害給付金の対象につきましては、予防接種法に基づく予防接種を受けた人に健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣により認定された場合、給付金の対象となります。

次に、認定された健康被害の具体的な状況につきましては、令和8年度予算へ計上している1人の病名は、倦怠感、鼻閉、いわゆる鼻詰まりです。鼻汁、いわゆる鼻水となります。

次に、過去の被害事例につきましては、新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種健康被害による過去の申請や給付事例はございません。

なお、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種においては、過去申請が3人からあり、

うち2人が健康被害と認定され、1人が否認されました。

この健康被害認定を受けた2人のうち1人は、令和5年8月に認定され、給付対象期間は令和4年6月から7月までの約1か月間、現在は既に症状が完治しておりますので、現状での給付もございません。

もう1人につきましては、令和7年5月に認定され、給付対象期間は、令和4年5月から今後完治するまでとなっております。

最後に、補償はいつまで続くのかについてですが、給付金の対象期間は、認定された症状が完治するまでとなっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。今、お一人がまだ完治されていなくて、補償を受けていらっしゃると思うんですけども、この方の症状と、完治の見込みはないですね。症状はどんな感じかというのをまずお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

先ほどもお伝えいたしましたが、その方1人の病名は、倦怠感と鼻閉ですね。いわゆる鼻詰まりと、あと鼻汁、いわゆる鼻水といった症状となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。すいません、私、勘違いしてました。3名の症状が、それぞれ倦怠感と鼻閉と、鼻汁だと思ったんですけども、今対象となっているこの方が増えているので、完治した方と否認された方、それぞれどういった症状で出されているかって分かりますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

まず、否認された1人につきましては、頸椎ヘルニアで申請、請求のほうをしております。

もう1方、もう完治している方につきましては、目まい、あとふらつきで申請のほうをしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

すいません、ヘルニアの方って、打ったワクチンっていうのは、新型コロナのワクチン、全然違うワクチンの話になるんですね。

答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

否認された方も、臨時接種で受けたコロナの接種になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに関連質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、今の数字というのは、令和7年度に限ってのことでしょうか。その前、履歴があれば、人数ですか、接種回数に対してあまりにも少ないもんですから、驚いているんですけど、ちょっと分かればその辺教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

今言った3名につきましては、コロナが始まってから全員を対象にした中でといったものが3人という形になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけども、もしそれだとすると、菊川市民の方々は非常におとなしいというのか、と思うんですけどね。全国的に見ましては、もっともった多いわけですね。

ですから、それを申請することすら知らないということで、そういう制度があるということの広報は過去したんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○健康づくり課保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。

確かに市として説明会というのは開いておりませんでした。

ただ、コロナを接種する方には、必ず接種券を配布しておりまして、その中に説明書というものを付けさせていただいておりまして、それについてまず周知をさせていただいたというのが一つになります。

あとは、救済制度の内容を、小笠医師会の先生の人たちに説明を行いまして、医師に対して、救済制度に対象になりそうな人がいたときには受診をしてもらうように、相談に乗って

もらうよう市からお願いをしていたというところがあります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。関連ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番のところ、松永委員からお願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。精神保健事業費です。

タブレットの76ページ、ゲートキーパー養成講座の開催とあるが、受講終了後の活躍の場をどのように支援していくのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。

まず、ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

養成講座では、家族や友人などの身近な人の変化に気づいたときの声のかけ方、話の聞き方などをロールプレイや動画視聴を通して学んでいただき、終了時にゲートキーパー手帳つてあるんですけど、そちらをお渡ししています。

この講座で学んだことをそれぞれが普段の生活の中で生かしていただいて、「気づき・つなげる・見守っていく」ことを目的として行っています。

ですので、活動の場は、それぞれの普段の生活の場となるため、こちらで特別に場を設けるといったようなことはありませんが、講座で学んだことを生かして、身近で悩んでいる人への的確な対応できる人を増やすということで周知・啓発のほうをしております。

今3月は、「自殺対策強化月間」となっていますので、現在、けやきのロビーでのぼり旗やパンフレットを設置して周知・啓発をしているところです。

また、支援といいますか、対象の方をつなぐ相談機関や相談先は、福祉課の「きくがわこころの健康相談」、県で行っている「精神科医による相談」、あとは「24時間子供SOSダイヤル」など、現在は二次元コードを読み取りまして、LINEでも気軽に相談できるようにもなっています。

相談窓口の一覧等は、ホームページの掲載や配架もしていますので、支援につなげていただきたいと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。



○3番（松永晴香君） 3番 松永です。菊川ではもう実際ゲートキーパーとして活躍されている方は何人ほどいらっしゃるのでしょうか。また、その養成講座を行うということですが、菊川市としては何人ぐらい来ていただくのが妥当だと思われるのかをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。令和7年度ですけれども、このゲートキーパー養成講座のほう3回行いました。人数は121名来てくださっていまして、こちらの健康づくり講演会だとか、あと市役所の新規職員、採用職員、あとは掛川地区の労働者福祉協議会の総会等でも、こういったことを行っておりまして、人数のほうが増えているところでは。

昨年度、令和6年度につきましては、2回開催して57人、その前は令和5年度は2回開催しまして60人の方がこちらの養成講座のほうを受けていただいているような状況になっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

すみません。確認ですけど、これって受講したら受講証みたいのもらうとか、あと資格的なものをもらえとか、そういったのは何かあるんですかね、どうですか。

答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。先ほどちょっとお話をさせてもらったのは、このゲートキーパー手帳があるんですけれども、こちらのほうを交付していまして、その中にいろいろこういった自殺に対する、こういった対応をするとか悩みを知らせたらどうするとか、あとお問合せ先、相談先の機関だとかが載っているようになっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかに関連質疑ございますか。

〔「今、何人ぐらい必要かという質問が」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 何人ぐらい。まず、そのじゃあ答弁をお願いします。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。それこそ令和2年度から始めているということで、人数的には合計しますと、今のところ470の方が養成講座を受けてくださっているんですけど、こういう方多ければ多いほどいいもんですから、それこそ何人ということでは上限はありませんけれども、なるべく多くの方に養成講座を受けていただいて、知識を持っていただいて、必要な機関につなげていただいてということで、自殺等を食い止める

ことができればというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問、須藤さんは、関連ですか。

〔「関連です」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。いろいろと答弁の中で、活躍の場は日常生活からということで、特に活躍の場を市として設けるとかはないというふうなお答えをいただいたかと思うんですけども、自治体によってはゲートキーパー交流会等を開催されている自治体もあるみたいでして。そういった470人の受講者を対象に交流会等で見識を深めるような機会を設ける考えはないでしょうか。確認でお伺いいたします。これ予算で聞くべきじゃなかったですか。

○分科会長（西下敦基君） それじゃあ答弁を求めます。

方向性として予算だから何かあれば。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。それこそ来年度も交流会とか研修といったものを計画しているものは今のところないんですけども、また今後、そういったことにつなげていければと思いますので考えていきたいと思います。

以上です。

○9番（須藤有紀君） すいません、ちょっと関連というのか。

すいません、ちょっと関連で聞きたいことがあって、年平均7人ぐらいに自殺者が菊川市にいたと思ったわけですけど、その推移って減っているのか。もし分かれば、できればゼロがいいという話をしたことが前あったと思ったんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石係長。

○健康増進係長（大石佑史君） 健康増進係長です。2025年のプロファイルというところで情報が来ているんですが、2020年から自殺者数が横ばいで、2024年にはちょっと一度下がっているんですが、基本的には横ばいで来ています。

○分科会長（西下敦基君） 6人、7人程度という感じですかね。そういうことですね。

関連質疑、9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。もし、数いただければとてもありがたいんですけども、ありますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁求めます。

人数が分かれば、あとどんな方かって、多分人数が一緒でも、多分、社会情勢によっても、どこの世代が亡くなったりとかするのかなと思ったので。分かればお願いします。大石係長。

○健康増進係長（大石佑史君） 健康増進係長です。各年の2020年が6人、2021年が6人、2022年が9人、2023年が8人、2024年が2人ということで、合計5年間31人になります。

自殺者数の特徴ということで、5年間の合計の特徴を見てみますと、一番多いのが男性で40から59歳の方が一番多く、その次が女性の60歳以上の方になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。納得しました。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、7番目のところ、私から、後でこれ77ページ。健康増進事業費ということで、報酬が大幅に増額されているが、詳細についてお伺いします。

答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。報酬が大幅に増額されているその詳細につきましては、傾向増進や食育推進に係る事業の見直しを行ったことや、「茶ちゃっと！出張健康チェック」などの出前行政講座の依頼が増えているということにより業務量が増加しているため、健康増進系の会計年度任用職員を1名増員したことによる増額であります。

こちらは、先ほど本田委員のほうからご質問いただきました予防接種事業費の減額に関連しておりまして、課内の係官で会計年度任用職員1名が異動した形になっています。

この会計年度任用職員1名につきましては、元市役所職員の保健師であるため、長年健康づくり課の業務に携わってくださっていて、健康相談などの保健師業務の対応もしていただきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。こういった予算が増えてくれるのはありがたいなと思うんですけど、この「茶ちゃっと」の依頼が増えているということで、ここら辺もし状態が分かればお願いしたいなと思ったんですけど。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。出前行政講座につきましては、令和6年度は「茶ちゃっと！出張健康チェック」をはじめ36回依頼がありました。令和7年度

は45回の依頼があり、依頼数は9回増えているといったような状態です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すいません。これって地区センターに行くようなものが多いのか、それとも自治会ごとに行ったりとかっていうのも今あるのか。地区センターが主なんですかね。

答弁求めます。大石係長。

○健康増進係長（大石佑史君） 健康増進係長です。先ほどの課長の数字につきましては、出前行政講座の数字になりますので、各自治体からの依頼だったりとか、市の市民団体のイベントだったりとか、そのようなところからの依頼で、市のほうからの依頼も含めますけど、そういう以来から出ている出前講座になります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自治会ごとで年に1回、毎回呼んで、今年はどうだったか、来年どうだったとかとか、毎年自治会でやってくればいいなと思ったので。

分かりました。私からは以上です。関連質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども、出前講座で自治会の出前ってということなんですけれども、それが健康づくり課と、やっぱり自治会には健康づくり推進員、それと連携という、そういう形でよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 連携があるかということで、答弁を求めます。大石係長。

○健康増進係長（大石佑史君） 健康増進係長です。各自治会から選出された健康づくり推進委員さんと連携を取って実施するものもありますが、今年度は健康づくり推進委員さんは、ちょっと出前行政講座を利用しなかったもので、違う活動をしていただいたので、今年度の数字は全てほかの市民の方から依頼が来たものになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑ございますか、ここで。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、8番目のところで須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。介護者リフレッシュ事業費について伺います。説明資料79ページ、タブレットで81ページになります。

「難病患者介護家族リフレッシュ事業」の利用者数は、令和6年度に減額してから3年間同じ額で計上されているが、利用者状況は。また、利用者数に変化はあるかということでお

伺いたいします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。難病患者介護家族リフレッシュ事業につきましては、本年度1家族が2回利用しました。

次に、利用の状況ですけれども、慢性呼吸不全の傷病があるお子さん、子どもさんがいらっしゃるご家族で、兄弟の学校行事へ参加するために利用いたしました。

当日は、訪問看護により人工呼吸器の管理や、たんの吸引、おむつ交換、状態観察を行いました。

また、先日、同家族のほうから、3月か4月にまた利用したいといったようなご相談があったところです。

最後に、利用者数の変化につきましては、本年度以前の直近の利用実績は、令和3年度まで遡りますけれども、本年度の利用者とは別のご家族が1回利用した実績がございます。

その後、令和4年度の利用実績はなく、令和5年度には、令和3年度に利用したご家族から利用の申請はありましたけれども、申請後に対象者が入院をしてしまったため、実際の利用はありませんでした。令和6年度の利用実績もありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。

なければ、最後のところ、本田委員からお願いします。

○1番（本田高一君） 失礼します。4款1項8目地区組織活動推進費ということで、タブレットは84ページになります。

食生活改善推進団体の委託料が皆減されている理由を伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾課長。

○健康づくり課長（長尾麻理子君） 健康づくり課長です。食生活改善推進団体への委託料の皆減についてですが、本年度までは健康づくり食生活推進協議会へ委託をしまして地域活動を行っていました。

しかし、会員の高齢化や会員数の減少に伴い、令和8年度から県の健康づくり食生活推進協議会のほうを退会しまして、新たに市のボランティア団体として形を変えて活動を継続していくという形になりました。

そのため委託料は減額となりますが、今後の活動に必要な通信運搬費だとか消耗品費、あ

とボランティア保険料などは増額となっております。

今後も健康づくりや食育に関するボランティアの養成だとか育成研修を行っていきまして、市の事業への参加だとか地域の自主グループへの協力支援を行っていきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、健康づくり課全体を含めて質疑があればお願いします。16番。

○16番（山下 修君） ちょっと教えてくださいということで。いろいろ休日とか夜間に救急で見ていただけるというのは、この小笠、掛川管内でどこになるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。休日夜間等で診ていただくのが小笠掛川急患診療所というものがあります。場所につきましては、旧の掛川病院、今、掛川東病院のあるところにあります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） この小笠掛川救急診療所以外に対応できるというか、通常の病院もあるんだろうと思うんだけど、その可能性のあるところっていうのは、菊川病院とかなんとかでも救急で行けば見ていただけるというのはあるわけ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。基本的に、重症患者でしたら救急搬送で菊川病院なり御前崎病院なり中東遠総合医療センターに運ばれるかと思われますけれども、例えば、そこまで重症じゃないという方については、市のほうからしては、その小笠掛川急患診療所に受診してくださいということでお願いはさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） 私も夜、尿管結石なんかになると、どこへ行ったらいいんでしょうということでお邪魔したことあるんですよ。ということで、ここの急患診療所っていうのは小笠掛川が対象にあるんですけども、よその例えば、磐田とか袋井とか、それぞれの医師

会が持っている多分形になっているんだと思うんですが、どこでもあるんですか、こういう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。先ほど山下議員が言ったとおり、磐周医師会であるとか、そちらのほうでも急患診療所というのは持っておりますので、ここだけ特別したというものではございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 市の立場としては、依頼しているという形になるんでしょうか、それとも、ほかの地域貢献みたいな形で組みましょと、こういう形でやられているのかどうなのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山田係長。

○保健医療係長（山田克哉君） 保健医療係長です。小笠掛川診療所につきましては、小笠医師会にたしか委託をしているという形になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにあれば。13番。

○13番（織部光男君） 7番で、西下委員が質問してます健康増進ですけど、先ほどの出前講座の話がありまして、私も地元でサロンをやって、この前もお願いして来てもらっている、火曜日ですけどね。

それで、これはある団体でないと出前講座は依頼できないですね、一市民であつては。ですから、私は、この出前講座だけでいいとは思えないんですよ。

ですから、1人で体操をやりたいとか、健康維持をしたいっていう活動を望む方に対して、やはり健康づくり課としてやるべきことが私はあるように思うんですね。

というのは、例えば、私一般質問でしましたけど、団塊の世代なり、何年生まれなり、何歳の人なりを対象にやりますと。それも、膝についてとか腰についてとか、健康についてはいろいろ前進あるものですから、そういうことを具体的にターゲットを絞って活動をする、という予定はというよりも、令和8年度予算的にはこういった中に含まれている事業はありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、細かいような講座が個人で受けられるような

ものが欲しいのか。ただ、個人だと、これ団体じゃないと受けれないというか、1人が10人ぐらい集めれば別に受けられるような、多分、人数制限は出前講座はあると思ったんですけど。

〔「いや別にないよ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大石係長。

○健康増進係長（大石佑史君） 健康増進係長です。出前行政講座に関しましては、団体ではなくても個人がお友達を集めていただいととかというところには出向かせていただいといて、特に人数制限は設けてはいないんですが、個人でとなりますと、講座という形はなかなか開けないものですから、個別の相談だったりとかというのも随時、けやきでやっておりますし、個人で参加していただいと今の状態を把握したりとか、相談に乗ったりとか、アドバイスをしたりというのは定例の健康相談だったりとか、地区センターを回っている健康相談、出張健康相談のほうでやらせていただいといます。来年度も引き続きそちらのほうは継続していく予定です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。要望ということでいいですか、織部さんのやつは。

○13番（織部光男君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで健康づくり課の質疑は終わります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、そういったことで質疑なしと認め質疑を終わります。

これで執行部は退出となります。お疲れさまでした。

〔執行部入替え〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議して、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員の方は、挙手の上、発言をお願いいたします。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけれども、今、織部委員のほうから出前講座の件が出ましたけれども、やはり健康になるために1回だけじゃ、1回とか数回じゃ駄目なもんですからね。いなべ市じゃないんですけども、やはりある程度こう毎週何回とかって集まってって



というような仕組みができないかなっていつも思っているんですけど、すみません。

○分科会長（西下敦基君） 関連して、僕も行政の方に毎回来てもらおうというと、行政の方も人数の限りがありますので、それこそリーダーとか、ちょっとやり方を習った人が地域でも広げていくっていう方向をやっぱし行政として進めていただければなと私は思いました。

チェックは、健康チェックとか機材とかあるので、それは年に1回ぐらい巡回してもらって、これ改善してねとか、どこか数字がよくなったよねとか、ほっとくとやっぱし油断するので、何かそういった定期的なチェックをしながら、あとは独自である程度やって、またチェックをするとか、そういった感じでやっていく方法があれば、健康のためにはいいのかなと思いました。

以上です。

ほかにあれば。13番。

○13番（織部光男君） 先ほど出たいなべ市、我々視察に行ったところですよ。本当にあいうやり方は、本当に理想だと思うんですよ。

私のサロンなんかですと、月2回で運動はしてますけども、やっぱり週3回ぐらいが、やっぱり最低線じゃないかなと思うんですよ。

この健康づくり課ということは、やはり健康をつくるという意味では、病気にならない、要するに予防に力を入れなきゃいけないところだと思うんですよ。ですから、そういう観点で、いろんな事業を考えてもらえ、市民の健康ですので、そのいなべ市のような、そういうような体制づくりをしないことには、やはりその課だけで考えていてもどうしようもないと思うんですよ。

ですから、私はああいうところに視察を行くなりして、菊川市もあれに近いものをつくってもらいたいなと、私はそんなふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、関連でなくてもほかでもいいですけど。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。嶺田地区は、サポーターみねだという会がありまして、月に1回集まって、そこで年間通してお元気会等の活動もあるので、そういったお話をしたりだとか、集まった際には、必ず最後は皆さんで健康の体操をしてから終わりにするっていうのが毎月行われているので、そういった活動もほかの地域に広がっていいかなと思いますし、今予防づくりっていうのもおっしゃられましたけれども、ワクチンに関しても、

ちょっとインフルエンザは猛威を振るっておりますが、うちはどちらかというとワクチン推奨派でもないですし、完全な否定派でもないんですけれども、打つてもなるときはなるし、打たなきゃならないときはならないし、なるときはなるしっていう感じで、うちは全くコロナもインフルエンザも打たないんですけれども、打たないっていう選択肢がなかなか周知はされていないので、もちろんワクチンの重要性、10歳以下は重症化しやすいとか、高齢者は重症化しやすい、持病がある方はっていうのはもちろん重々承知はしているんですけれども、なんか流れに身を任せて打ってしまったらと思うので、ちょっとその辺も打たなくてもいいような告知の仕方もありかなと私は個人的には思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにあれば、ご意見。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。ゲートキーパーのところで、自殺者のところで、数は横ばいということなんですけれど、やはり自殺させられる方はいらっしゃるというところで、ゲートキーパーの交流会を通じて、ちょっと啓発を進めていただけたらなというのを感じました。

菊川ではないんですけど、島田のほうでゲートキーパー養成講座を受けられた方で、やはりそのときはすごく思いがあるんだけど、時間がたつと内容をどんどん忘れていってしまうということをおっしゃっていた方もいますので、たくさん交流の機会を設けていただきたいなというのを感じました。

あと加えて、介護特会のところでもちょっと触れるんですけど、民間との連携というのでも少し考えていただけたらなというのを。

介護のほうではお寺さんと連携して、認知症予防に取り組んでいらっしゃるのがあります、自殺のところでも1回そうした民間との連携は可能じゃないかと一般質問したときに、できますという答弁をいただいておりますので、ちょっと行政だけではなくて民間との連携も踏まえて、こうした啓発活動を広くやっていただけたらなというのを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連して、ちょっと事業関係のところもなんか参加していたのかなと思ったので、結局、うちの年代40から59が男性が一番多いみたいなこと言ってたので、働き世代でなかなかやっぱ仕事でワークホリックじゃないですけど、なんかそこら辺うまくいなくてという人も結構多いかなと。そういったところの団体には、やっぱこういう話が行っていて、今、多少目にかけていく人が増えていけば自殺とかも少なくともはなるのか

なと思うんですけど。

社会情勢的には、何かあんまし世の中希望がないような情勢も、そこもやっぱ社会として何とかしてほしいかなという気もしました。

以上です。

ほかにあれば。5番 奥野委員。

○5番（奥野寿夫君） ちょっと話聞けなかったんですけど、さっき話が出た菊川市データルームですけど、この中で言うと生活習慣病による死亡者数が、菊川市が県下で一番少ないと聞いているので。

〔「ええっ」と呼ぶ者あり〕

○5番（奥野寿夫君） それと、国保の診療費も県下で1番か2番ということで、その辺の対策もっと聞きたかったんですけど。

今すごく出前講座が多いというのはいいんですけど、食生活の改善の協議会がちょっと今高齢化しているということですけど。その点を、比較なのでほかの病気はもっと下がっていると、いろいろあると思うんですけど、全体としては健康年齢が高いということあると思うんですけど、もっと力を入れていかないとと思いました。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分も食事のことは、この前、塩分のことだったんですけど、多分、食事のやつ、たまに講座ちょっちょっこやっているんですけど、何か全体でやっぱ食事を気をつけようとかまではいってないのかな。ベジチェックは、どんだけ野菜食べたかとかっていうのはかるものあったり、あれは本当に分かっている、はかれてるかどうか怪しいかなと思いつつながら。

〔「あれは怪しい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 怪しいと思いつつながら。そこら辺でやっぱほうも力を入れたほうがいいのかと、ちょっと私も。生活習慣病って、やっぱり血圧とか、塩分は、とてもいい状況なんですね。そういった対策を進めていただければと思いました。16番。

○16番（山下 修君） それに関連してですけど、やっぱし食生活の改善とかって、さっき話に出てきましたけれども、そうすると、塩分の取り過ぎとかなんとかって、そういう問題になってきて、昔からこの小笠地区は塩分の取り過ぎで、女性の方が平均寿命が短いのは塩分の関係だと、こう言われてるもので。

昨日だか、レシピのチェックの分析を外部へ依頼して、いろいろな傾向を調べるとかっていう話があったもんですから、そこら辺とやっぱし健康づくり課は連携して、今後の食生

活をどうしたらいいかとか、そういう指導を仰いでいくというのは大切ではないかなと、  
このように思います。

○分科会長（西下敦基君） すみません。ちょっとこのレセプトを調査しなくても大体みんな  
分かってるんじゃないかなということを、多分またはっきりデータに出てくるだけじゃない  
かなという気はするので。

○16番（山下 修君） 健康がね、ここら辺は何でかね、辛いもの、しょっぱいものが好き  
なんだろうね。肉体労働するもんだから。お百姓さんが多い。

○分科会長（西下敦基君） どうしても、（イワバシ）町とかだと、やっぱ塩分がすごく多く  
なって、やっぱり対策しなきゃいけない。菊川は何で多いのかなと思いますけど。僕もしよ  
うゆべたべたくつつけちゃうので塩分すごく取っちゃってますけど。

ほかにあれば。大体いいんですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ以上で健康づくり課の予算に関わる審査を終わります。た  
だいま出されましたご意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に報告  
させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

〔執行部入替え〕

○分科会長（西下敦基君） ここで1時まで休憩でということによろしいですね。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

休憩 午前11時30分

開会 午後 0時55分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開し、長寿介護課の予算審査を行います。

初めに、黒田長寿介護課長より出席者の紹介をお願いいたします。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長の黒田です。本日はよろしくお願いします。私  
の隣、高齢者福祉係長の金井です。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） お願いします。

○長寿介護課長（黒田寿通君） その隣になります、包括支援係長の山本です。

○長寿介護課包括支援係長（山本洋美君） よろしくをお願いします。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 最後に、介護保険係長の渡辺です。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 融君） よろしくをお願いします。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 以上です。よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います、事前通知を出された方からということに進めます。私が最初からで、3款1項3目の高齢者等社会福祉費ということで、タブレットで50ページ、紙で48ページですね。高齢者等補聴器購入費助成金について、助成条件及び事業効果について伺う。上限3万円台十分かということをお願いします。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。高齢者等補聴器購入助成金についてですが、初めに助成条件についてです。現時点の想定では、申請する年度中に65歳以上に達する菊川市の住民基本台帳に登録されている人を前提とし、本人及び世帯員全員が市民税非課税、市税を滞納していないなどの経済的な条件もあります。

また、現に身体障がい者手帳の交付を受けていないことや、聴力検査の結果、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満と診断され、医師が補聴器の使用が必要と認めることが条件となります。補助額については、補聴器購入費の2分の1以内とし、3万円を上限としています。

次に、事業の効果についてですが、補聴器の購入に要する費用を助成することにより聞こえを補うことで、家庭内でのコミュニケーションの円滑化、地域・社会活動への参加意欲の向上による生きがいがづくりや孤立化の防止につながるとともに、様々な活動が認知症予防にも寄与するものと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 最後の上限は3万円です十分かという質問がありますので、その回答をお願いします。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 補聴器購入費の費用に要する金額的には、購入費は様々で、数万円から数十万円といったものがございまして、価格によっては十分な額と言えないかもしれません。しかし、先進事例等を比較検討し、また限られた予算の範囲内で可能な限り多くの人に支援が行き渡ることにより重きを置きまして、上限額を3万円とさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 回答が終わりました。自分からは再質問ないです。関連質疑ござ

いますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。本当にこの周辺は既に実施しているという中で、菊川市がどういう補助してくるかというのを期待してたんですけども、ちょっと残念なふうに思ってます。

1つは、年齢が65歳以上ということですけど、まさに先進でいうと、掛川市は40歳以上から対象にしているということ。それから条件ですが、非課税世帯だけという意味じゃないですね、今言うたの。非課税世帯のみが対象ですか。そうじゃない。それはちょっと後で聞きます。

それとあと金額ですね。3万円というのは本当に、3万円とかありますけど、この近隣、掛川市、袋井市とか島田市とかも5万円まで行っているの、菊川市もそのぐらいのレベル、それこそ先進ぐらいのところに行ってもらいたいなという思いもありますけども。以上、ちょっと質問というか意見になりますけども、感想です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。非課税かとかそこら辺の、あとその確認もあったということで。答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 非課税の区分については、世帯全員がという形で今のところ考えております。先ほど奥野議員から、年齢40歳以上とかというところもございますけれども、やはりこちらとしまして、高齢者をまずは中心に重きを置きまして、65歳以上とさせていただいているところもございます。

金額的についても、繰り返しになって大変恐縮なんですけども、やはり潤沢な財源があれば、5万円とか7万円とかそういった金額にもなろうかとは思いますが、やはり現時点での予算の範囲内で広く行き渡るということとして3万円。こちら金額についても、十分周辺等を研究させていただいたんですが、3万円を上限とさせていただいたところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） もう一度確認ですけど、非課税世帯のみが対象ですか。納税してる人は対象じゃないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。非課税世帯が対象となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。意見ですけど、牧之原市とかは非課税じゃなくて、それ以外にも、掛川もそうですけど、条件はありますけども、非課税世帯というところかなり限定されるように思いますけど、それはそういう判断をされたということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） この課税についての制限、まず私どもとしても今回初めての取組ということもありまして、まず生活面でご苦労されていると想定される方に支援できるようにということで、まずは非課税ということでさせていただきました。

また、今後そうしたときに、奥野議員がおっしゃるとおり、課税世帯といったことを全く視野には入れてないんですけども、まずは非課税世帯を対象に今回はスタートさせていただきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問、関連質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） ちょっと教えてもらいたい。先ほど30デジベル以上70デジベル以下って言われました。これ下限で30デジベルという、何で条件があるのかな。70デジベル以下ということじゃ、まずいんでしょうか。理由なんだろうね、教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（黒田寿通君） どのぐらいかということであれですかね、聴力的にどのぐらいかということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 何で30から70にしたかということも含めて、答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） まず、30以下でいいますと、健康の健に聞こえると書いて、24デジベル以下は「健聞」、健康の健に聞こえる。通常生活に支障はないという意味合いだと思うんですけど。また、25から40の間になると、若干小さな声が聞き取りづらさがあるところの分野になってきますので、そこで30からと。その30から70というの、県から市町のこういった状況とかも見させていただいているんですけども、その30から70の間ということで設定させていただいたところです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 16番。範囲が逆かと思った。じゃあ、70以上だと対象にはならないんですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。70以上になりますと、こちらのほうは今度は障がい者という形になりますので、そちらになると今度は福祉課のほうでご相談いただくような形。ですので、その障がいにならない手前ぐらいで聞こえづらさがある方を支援しようということで、この設定にさせていただいてます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。補足ということで、金井係長。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） 高齢者福祉係長です。ちょっと言葉をまとめますと、25から40デジベルの方々が軽度難聴者というくくりになります。70以上の方になりますと、高度難聴というくくりになりますので、それ以上の方は、障がい者手帳の取得の要件に当てはまるのでというところがまとめになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連がなければ、次のところを奥野委員からお願いします。

○5番（奥野寿夫君） 3款1項3目敬老会費です。51ページ、タブレット53ページです。筆耕料を新設した理由を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。本市では、敬老事業の一環としまして、100歳を迎えられる皆さまにいろいろなお祝い品を贈呈する中で、長寿に対する敬意を表し、市からの賞状を授与しております。

市の賞状の作成において、対象者の氏名に旧字や変体仮名が使用されている場合に印刷での対応することができず、筆耕を依頼する必要があることから、新たに予算要求したのになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。そうすると今まではそういった問題はなかったんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。こちらのほう今までもあったんですけども、そのときには書道の経験のある市の職員が書いたりといったことで対応はしてたんですけども、だんだんそういった件数も増加傾向にあるものですから、その書くにしても、



結構練習したりだとか、すぐに本番に賞状が書けないもんですから、そういった時間とかそういうものを考えまして、筆耕料のほうでお願いするほうが懸命ではないかということで、こちらのほうを今回予算化したものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。どういった方にお願いするようになってる。市長ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 今のところシルバー人材センターのほうにお願いするように考えてます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、3番目のところは松永委員お願いします。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。3款1項6目介護保険事業計画費です。タブレット59、介護保険事業計画委員報償費で増額となった詳しい要因を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。令和8年度は高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定する年になります。そのため、介護保険事業計画等推進委員会を例年の2回から5回と開催数を増やしまして、さらにワーキンググループを4回開催するため、報償費が増額となったものになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、4番目のところを山下委員お願いします。

○16番（山下 修君） 16番 山下。3款1項6目徴収管理費、説明資料の59ページ、システム改修による手数料の削減効果をどの程度見込むか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。初めに、システム改修についての経緯等

も含めてご説明させていただきます。

今回のシステム改修については、市の公金キャッシュレスの推進の一環として、会計課を主担当として公金の範囲や導入時期などを決定し進めてきたものであります。

進めてきたその背景としましては、令和5年10月に国が主催する地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省連絡会議において、取組方針として、「いずれの団体においても相当量の取扱いがある公金として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険、介護保険料として記載されまして、令和8年9月から対応することが求められてること、それに加えて、近年金融機関からの取扱手数料の有償化・増額要求に伴い財政負担が今後大きくなっていくことと考えられますので、国策としても、市としても、窓口収納手数料の少ない納付機会の拡大を進めているものです。

現在、介護保険料を窓口で支払う場合、1件当たりの手数料を60.5円として金融機関にお支払いしております。この金額は、本来1件当たり330円のところを、令和8年度までの措置として60.5円に設定されている金額でございます。

ご質問の手数料の削減効果でございますが、令和6年度を例にしますと、年間で現金納付が約1,300件ありました。この件数を用いて、改修しない場合を令和9年度以降の330円で計算しますと42万9,000円、令和9年度以降が42万9,000円となります。システム改修をしまして、導入されるQRコードで1,300件全てを支払われると仮定しますと、1件当たり36.3円で4万7,190円となります。そのため約38万円の負担軽減が見込まれます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すみません、5番目のところを須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。3款1項6目事業所管理費について伺います。説明資料60ページ、タブレットで62ページになります。物価高騰対策支援金が増額となっているが、配付先事業所の内訳はということでお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。物価高騰対策支援金の配付先の事業所に

ついでですが、市内介護保険事業所55事業所を対象としております。内訳としましては、特別養護老人ホームなど入所施設が11、デイサービスなどの通所施設が17、訪問介護など訪問施設が10、居宅介護支援事業所などが17を想定しています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目のところを小林さんからお願いします。

○14番（小林博文君） 14番です。3款1項6目地域包括ケアシステム推進事業で、債務負担行為設定にあります相談窓口業務で実証事業として行うということですが、どのような内容か詳細を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。地域包括ケアシステムの一環として、高齢者、障がい者及び子どもなどの属性を問わず、全世代を対象とした相談窓口です。令和8年度から10年度まで委託による実証事業とし、令和8年度の準備・周知期間を経て、令和9年度、10年度の2か年の開設を検討しています。

本人及びその家族、地域住民などからの相談に応じ、可能な限り地域で課題解決が図られるよう、民生委員・児童委員、NPO、介護保険事業所、自治会などにつなぐ取組を考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（小林博文君） 14番です。委託先とか決定しているのか。そこもし何か、今から募集するのかな。包括ケア室の窓口というところかなり限定されると思うんですが、その辺の見込みというか、その辺はどうなんでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。後ほどまた同じような場所についてご説明する機会がございますが、場所については、潮海寺にあります旧東部デイサービスセンター、こちらのほうはプロポーザルで優先交渉権者といいますか、事業者のほうも今決定したところです。そこで、今回の相談窓口以外にも属性を問わない、いろんな方々がご利用さ

れる施設として活用いただくことと、その中で相談窓口についても運営していただくといったことで、事業者を決定したところになります。

○14番（小林博文君） ちょっとどうしようかな、そっち入っちゃうから後にしようか。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 優先交渉権者として選定されたのは、株式会社コモードになります。内田地区の事業者さんですけど、今そちらと進めているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「次に関わるんで」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 先に、次に山下さんのやつ聞いていきます。

○16番（山下 修君） 同じところで、新規事業で私有地管理作業委託料、また地域福祉基金積立金が計上されているが、経緯等内容説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。今年度の予算において、本案件に関する地域包括ケアシステム等推進事業に係る事業主体を選定するため、事業選定委員会の関連の予算を計上させていただいたところです。潮海寺地内にあるデイサービスセンターは、市内社会福祉法人が運営をしておりましたが、令和6年度に、令和7年度をもって利用を終了するという法人からの申出がありました。そのため、令和8年度以降の建物と敷地の利活用について、市内部で検討を重ねた結果、土地の取得経緯などを鑑み、地域福祉の向上に資する事業として、地域包括ケアシステムの推進のために活用することとしました。

建物については、国庫補助金を受け建築してものであり、譲渡・貸付け・取り壊しのいずれの利用方法であっても補助金の返還を要するものであります。現時点で耐用年数が12年ほどあり、価値があるうちに建物を売却し、自由に使用していただく方が事業者としても費用対効果が大きいこと、また市としても、貸付けにより維持費用の負担が継続されるよりも、売却収益をもとに国庫補助金の返還をしたほうが財政負担が小さくなると考え、売却することとしました。

土地については、もともとの取得経緯等を鑑み、当面の間、売却することは考えておらず、貸付けする方針としております。

実施する事業については、市が指定するのではなく、民間のノウハウを活用した地域包括

ケアシステムの推進につなげるため公募を行い、プロポーザルを実施し、地元自治会代表、民生委員、児童委員、ケアマネ代表、市の事業を所管する部長などで構成される選定委員会において選定いただきました。以上が、検討の経緯でございます。

ご質問の市有地管理作業委託料ですが、現地の入り口北側に大きな槇の木があり、こちらは土地を寄附いただくにあたり、残してほしいとお願いされたものになります。ただ、大変大きな木ですので、土地を貸し付けた事業者「善管注意義務」の範囲内で管理いただくことは、その範疇を超えたものであると判断し、土地を貸し付けた後も市で管理することとしたため予算計上したものです。作業内容としては、槇の木の剪定ですので二、三年に1回程度、賃貸借料を充当し実施したいと考えております。

地域福祉基金の積立金については、地域福祉に資する事業を実施して得た収入ですので、今後の地域福祉に資する事業に充当するため一時的に積立てを行うものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） 将来的には売却するという予定だというような話だね。

○分科会長（西下敦基君） 黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 土地の保険ということですか。今のところは土地をいただいた経緯もありますので、売却ということは今のところ、まだ具体的には進めたいんだけど、事業が続く限りは賃貸借でいきたいと考えています。

○分科会長（西下敦基君） 山下委員。

○16番（山下 修君） もし売却した場合に、この槇の木というのは処分できるか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 槇の木が健在なうちは、ずっとその土地にくっついてくるものであります。ただ、その土地が、未来永劫市が管理するかどうかというものも分かりませんが、そのときになってみないとお答えできかねますが、市が賃貸でやっているうちは、健全な管理をつなげていきたいと考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） それと地域福祉基金積立て。これはどういったもので使えるんですか、積み立てた……。

○分科会長（西下敦基君） 基金の使用目的ということで答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 融君） 地域福祉に資する事業というのは広く福祉

の事業になりますので、時々によって判断が分かれると思いますけれども、基本的に今考えているとすれば、施設が老朽化してくる、特養とかの老朽化に伴って施設の修繕費等がかかかると、そういったときに補助金を出す経緯がございます。

そういったところに使用したりですとか、介護保険事業で、もし人材育成というものに当たれば、そういったものに充ててくるとかいうふうなことは考えておりますけれども、現時点で何かというよりも、今土地収入を得た経緯からして積み立てるということを優先させていただいたものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君） そうすると、校区のデイサービスセンター（ナナミ）のものになって、（ヒログチ）包括ケアの推進というんですか、そういったものに使えるということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） この案件に限らずということで、ご理解いただければと思います。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。基金のところで1点お伺いしたいんですけれども、次のページが返還金629万7,000円、これが国庫に返還する分かなとお見受けしたんですけれども、差額、収入をまるっと基金に積み立てて、市のほうで返還金を別途立てているという感じで、収入のうち返還金を用立てるのじゃなくて、ということよろしいでしょうか。確認でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 融君） 介護保険係長 渡辺です。基本的には今回については、売った収入で、ここでまず返す。余った分を積み立てるということを考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。そうしますと、総収入としては1,700万円ほどになったということですかね。まず、次ページのこの629万7,000円が国への償還分ということによ

ろしいでしょうか。併せて1,170万5,000円と、この629万7,000円合わせた額が売却額ということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 融君） 介護保険係長 渡辺です。基本的には、今おっしゃっているのは総額になります、収入の総額になります。土地の貸付け分がございまして、それがおよそ200万円ぐらいありまして、それに加えて1,500万円ぐらいの売却費用を見込んでおりまして、それが1,700万円ぐらいになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。分かりました。そうしますと、土地の貸付けと売却額で65ページ、66ページ足した額になるよということで承知いたしました。

もう一点お伺いさせていただきたいのがあったんですけれども、地域包括ケアシステム相談窓口のほう、実証事業をされているそうなんですけれども、これ、心配事相談もどんな心配事でも早め受け付けますよということで事業実施されていると思うんですが、ここの違いというのを教えていただきたいと思っております。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。まず、こういった世代とか属性を問わない相談窓口というのが、契約事態で言いますといろんな部署が入っていますので、建物一つとしていろいろ相談が受ける体制にはなっています。

今回、位置的には、菊川の北部地区のほうへの窓口設置という形になるんですけれども、心配事相談とどう違うかと言いますと、いろいろ世代を問わない、特に大きな違いといいますか、年齢とか地域の方がいろんな悩みで、今回の町会自治区を利用していただくものから、それも心配事相談の一部になろうかなとは思いますが。

ただ、その窓口だけでは解決できない場合には、市役所の部署につないだりですとか、地域の団体ですとか、そういった方におつなぎするといった形にはなります。ですので、そこで聞くだけではなくて、ちゃんとしたそういった、そこから先の相談先、詳しい相談先への案内もしていただくような、そんな形で考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。手を挙げましたか。

○分科会長（西下敦基君） はい、じゃあ、山本係長。

○長寿介護課包括支援係長（山本洋美君） 包括支援係山本です。先ほどの課長の答弁にちょっと付け加えさせてください。

民間の業者さんをお願いするということのメリット、そしてその業者さんが持っているノウハウであるとか事業所のやっていることだとかっていうのも踏まえた相談を受け付けができるかなというのが一つあります。

相談については、心配事相談はその場にお客さんが来てもらって相談というのが主体なんですけれども、今回考えているコンセプトの中には、いろんな対応の年代の方をというのがありますのでSNSの相談だとか、チャットを使ったものだとか、イベントを通して相談を受けたりだとかという形も考えておりますので、そこが違いがあるかなと思います。

あと心配事相談は、どうしても個別の相談というのが強いんですけれども、実証実験の目的にもあります様々な関係機関と連携し課題の解決につなげるというのがございますので、そこから住民の相談を受けたものを地域課題として、そこがどうやったら解決できるかというような発展的なものを考えた、そんなイメージを持っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。第1答弁を聞いた限りだと、心配事相談と一緒にしたらまとめちゃってもいいんじゃないかとちょっと思ったので、質問をさせていただきました。将来的に統合とか、課が違うので役割が違うというお考えなのか、それとも大体まとめられるので統合していこうという考えがあるのか、展望とかもありますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 今回、こういった広く幅広い世代ですとか、属性を問わない相談窓口をそこに検討して、今回続けた理由としましては、現在、介護保険事業、高齢者福祉計画の中にも、そういった新規事業として目指してきた経緯もあります。

そういったときに、こちらの「長寿いきいき安心プラン」という中に、いろんな方々がワークショップといますか、そういった打ち合わせをしていただく中で、そういった地域にとって、いろんな事業主体につながる窓口的なところが欲しいよねということで、ご意見があって、ずっと検討してきたんですけれども、なかなか実現に至らず、今回ようやくそういった事業者の方がついたところになります。

今、須藤議員のおっしゃるとおり、いろんな窓口があって、最終的には一つというのが理



想的な形だとは思いますが、今後そういったいろんな相談窓口同士で連携する部分はしていく必要はもちろんあるかと思いますが、そういった集約とか、今のところそこまでの考えは今のところ持っておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。関連質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） いろいろ聞きたいことあって、どういったらいいか。

前の施設は「ぎおんの里」だったですね。あのときに始めるときに、今、障害がある方から、学童保育からまとめて、そういうひっくるめていろんなことをやりたいというところでスタートして、課長おっしゃるとおりなかなかうまくいかなかったと思うんですが。今回その予定しているコモードという学習塾から介護から幅広くやっているの、そこは特化してやればうまくいくのかなと。前もちょっと課長に、やりたいところがあるけど承知していますかと言ったら、承知しているというのはそこだったので同じだったのでよかったんですけど。

これが今、建物だけ買ったじゃないですか、土地は売れないのかもしれないですけど、かなりの建物を買ってやるという、もう途中で辞められないという覚悟を持ってやると思うんですけど、今言った幅広くやるという事業をどう展開していくかというところは、課のほうで支援していくというか、その辺を含めて今年目実証して、2年目、3年目で窓口をしっかりと設けるということなんでしょうけど、その後、引き続き窓口を設けながら支援につながるような施設を回りに対応していくというような考え方だと思うんですけど、その辺の課のほうでどう支援していくかというところをお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） まず、建物については、今回売却していただいて、そこでは、いろんな高齢者ですとか、子ども障害者、いろんな方が来て、居場所といいますか、いろんな縁側的なそういった取組を今、コモードさんのほうではお考えいただいております。

相談窓口については、まず2年間は市の委託事業として、令和8年も入れるという、そこまで3年間あるんですけど、そこまでは市の委託事業としてお願いして、その間に、いろんなコモードさんとしての事業として、あとはいろんなところと連携するパイプを作りながら、コモードさんの事業として、そのまま委託から離れて、ご自身たちの事業で市に貢献していただけたらありがたいかなと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（小林博文君） あそこも一帯として東武サロンをやっているところが今、月曜日やっていたのが辞めちゃって、あそこ、一般の方やNPOが借りたり、ハンドベルとかの方が借りたりするのを承知しているんですけど、あそこ将来的に広げていくときに、そっちも利活用していくような考え方はあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。今、あそこの一角は、東武ふれあいプラザという、今現在、社会福祉協議会のほうに指定管理者としてお願いしている施設になります。

来年度が指定管理の切替えの年になります。そのときにも、またこちらとしてもその建物を今までどおり継続していくとか、その利活用、その点ではなくて将来的にはあそこを一帯としてという考えも必要だとは思っておりますので、今、この場では有効に敷地自体を活用していきたいなと、そういう考えで進めております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。関連質疑はございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。先ほどの債務負担行為、この地域包括ケアシステム等ということで、地域包括ケアシステムとどまらないいろいろな相談窓口というようなお話を伺ったんですけども、地域包括ケアシステムでいうと、今、小笠にあって、それから、「プラザけやき」にあって、それともう一箇所、この3箇所でそういったものに対応していくという、そういうものの一環という考え方なのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） こちらの言葉として非常にややこしいところがあるんですけど、地域包括ケアシステムというのは、もともとは65歳以上の方を対象に、国のほうで名称として付けられたもので、「等」というのは、そこに子どもですとか、障害者とか、対象者、ちょっとこちらサイドの話で申し訳ないですけども、そういった幅広い方に対しての、そういった場を作っていくということで、地域包括ケアシステム等という形になります。

今、奥野議員おっしゃったとおり。今「けやき窓口」それから「あかっち窓口」と、包括支援センターは2つ窓口としてございます。菊川の北地区として、それに近いと言いますか、そういった、「けやき」まで来なくても、北部にお住まいの方が何か相談事があるときには、

ご利用させていただくような、そういった市の窓口、長寿課の中で言いますと、3つ目というのが変ですけど、そういった、気軽に立ち寄っていただけたらありがたいかなと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですが、相談窓口としてはありますけれども、介護の認定とか、そういったものは市の職員がやられて、ここの、東部の窓口というか、そこでは、ちょっと全く同じ機能ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 介護認定申請については引き続き、「プラザけやき」にある長寿介護課のほうの窓口でお願いしていただくような形であります。

そういった、相談をされてもやはり、具体的な手続については、「けやき」のほうをご案内させていただくしかないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田です。ちょっとケアシステムの窓口ということなんですけれども、3か所ということで、そうそう課長さんと一緒にいなべに行かせていただいたんですけれども、いなべは病院のどこかに窓口があるということなんですけれども、その菊川病院と連携という、その辺は、お考えはあるかどうかということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課と菊川病院の連携ということでよろしいですかね。

○1番（本田高一君） はい。

○長寿介護課長（黒田寿通君） そちらのほうについては、毎月1回菊川病院の職員と、あと「あかつち」もあるんですかね、家庭医療センター職員と、月に1回情報交換といいますか、そういう意見交換会的なものを長寿課ごとさせていただいております。

あともう一つは、こちらからの委託事業などですけれども、菊川病院の中に専門職の方のために相談窓口ということで、ご用意させていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ありますか。関連質疑ございますか。16番。

○16番（山下 修君）　ここは、この9月ぐらいまでに契約を作るのに重層的支援の一つの拠点みたいになるの。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。黒田誠長。

○長寿介護課長（黒田寿通君）　重層的支援体制整備については、令和9年度の開始のほうを目指しております。そうすると、すごいものが何かスタートするようなイメージになっちゃうんですけど、実際は市民の皆さんが困らないように、相談窓口の連携については、今もこれからそこは変わらない形で進んでいます。

地域包括ケアシステム、言葉でいうと、包括ケアの推進ということで、その中で重層的支援事業という、一つの、言葉で説明すると非常にややこしいんですけども、いずれにしても地域包括ケアシステムの中の取組の中の一つとして、あそこの潮海寺の施設も生かされていけばなということとはございます。

すみません、説明がうまくできなくて申し訳ないです。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。再質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　発言は挙手をお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君）　5番　奥野です。新法、4月からスタートでしたか。8年度から。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君）　4月からスタートというのは重層ですか。

○5番（奥野寿夫君）　こちらの委託業務は。

○長寿介護課長（黒田寿通君）　委託業務ですか。委託自体は令和9年の4月1日になります。令和8年度は準備期間ということでさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。ほかにありますか。

なければ、これで全ての質問が終わったので、長寿介護課の中で質問があればお願いします。13番。

○13番（織部光男君）　13番　織部ですけれども、小笠の老人ホームについてですけれども、700万ぐらいの令和8年度の予算分担金が出ていますけれども、結局、これから高齢化社会になってホーム不足というのを私は心配するんですけれども、要するに公立としてあるのは今この1社ですね。

ここが今、稼働率100%、もう入居できないような状態なんですか。まず、それを確認させてください。

○分科会長（西下敦基君） すいません、ページ、一部の事務組合、小笠老人ホームのことで  
700万円が出ていて、これは一部事務組合のあたりになってくるかと思いますけれども。

○13番（織部光男君） 分担金だけど。

○14番（小林博文君） 100%ではないけど、8割、9割は埋まっていますよ。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、この分担金について説明ができれば。

○13番（織部光男君） 分担金じゃないよ。

○分科会長（西下敦基君） 分担金じゃなくて稼働……。

〔「稼働状況」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 入れる余裕があるかどうか。

○5番（奥野寿夫君） 今度、報告しますけどね。一部事務組合ですって。

○分科会長（西下敦基君） では、黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

小笠老人ホームにつきましては、掛川市との2市で組合で運営しているところです。その施設、今、定員50名のところ、今、直近ですと45行くかどうかぐらい、44か5ぐらいだったと記憶しております。ですので、数字だけで言いますと、あと定員まで5名ほどいらっしやいます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） その中で、45名のうち、菊川市は今何名ぐらい入っているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 菊川市は8名です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、要するに、入居者にしてみれば、一番気になるのは月の入居費用だと思うんですよね。高いところは今、30万を超えるようなところもありますしね。

〔「そういう施設とは違う」と呼ぶ者あり〕

○13番（織部光男君） 違うのは分かっているけどね。ですから、今、ここは個人負担とすれば幾らぐらいでやっているかというのは。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） こちらのほうですけれども、個人負担という言い方をさせていただくならば、それぞれの所得によって応じますので1万円ぐらい、数万円の範囲内で大

体差があるような、そのような形になっています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。それで、これに付随して民間の施設ですけど、今現在、希望すれば、すんなりとある程度の金額で入れるかどうかというのが、一番市民の関心事だと思うんです。

それについて、今後、増えていくということが前提になりますので、そういったことを加味しながらの、今の民間施設の数だけで行けるのかどうか。そういう試算とか何かをされたことはありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答えられます。特養には多分、待ちが何人かいたりだとか、多分、そういった感じだと思うんですけど。答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 融君） 介護保険係長 渡辺です。基本的に、特養であつたりの施設というのは県の所管になるものですから、県がその試算になりはするかもしれないけども、市としてする範囲はないので、今のところ、したことはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。現実的に考えますと、じゃあ市民が希望したのに入れないと、そういうときに県のほうには何かのアクションを起こすんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 融君） 基本的に、県がそういった許認可権限は持っているんですけども、そういった入居、入所という権限を持っているわけではございません。基本的に、施設との契約になりますので、施設の中で決めていただくことが優先になるかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

〔「自由討議でやったほうがいい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 予算に関わるような質問をしてください。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。結局、今の答弁ですと、市は関係ないよと、市民、勝手にやってくれよというふうにしかな聞こえないんですよ。それでいいのかということだと思うんですよ。自由討議では、行政に伝わるかどうか分かりませんのでね。今、私が言いたいのはそういうことです。

市が本当、市民が困ったときに、行政としてやれるかどうか。

〔「自由討議でやりましょう」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ただ、さっき相談事業とかいろいろされていて、そこで相談を市が受けてくれるということでもいいと思いますので。14番。

○14番（小林博文君） 老人ホームも、織部さんみたく入れる人から、もう寝たきりの人から、特養とかいろいろ、幾らでもお金を出せば入れるところとかいろいろあるから、どこを望むかによって入るところが決まってくるから、そこら辺をどこまで公としてやるか。民間として成り立つなら、ピンピン、全然動ける人でも入るところもいっぱいあるからそこを目指すのか。

織部さんが聞きたいのは、寝たきりになってどうしようもない人を聞きたいのか、全然元気な人も入るのまで含めて聞きたいのかで答え方が違う。

○分科会長（西下敦基君） 介護度によって、多分、優先順位も変わってくると思います。

○14番（小林博文君） どこの部分が足りないのかを聞きたい。入りたい人まで全部、ひっくるめるのか、介護度3以上になった人が入れるのかというのを聞かないと答えが出ない。

○分科会長（西下敦基君） 取りあえず、これは自由討議でやっていただくということで、この中質疑あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで質疑を終了させていただいて、すみません、質疑を終わります。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

先に、できれば予算に関わることを言っていただければ、委員長報告というものもありますので。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。先ほどの地域包括ケアシステム推進事業のところで、まず、すみません、私、見れば分かる収入を聞いてしまっていました。がつつり、財源に財産収入として書いてありました。大変失礼いたしました。

これに関して、先ほども少し聞かせていただいたんですけれども、心配事相談ともし重なるのであれば、33万8,000円、心配事相談のほうに拠出がありますのでまとめていただいて、

民間のほうに一括で委託してもいいのかなというのを少し感じまして、そこら辺はどうかのかなというところを皆さんにご意見を聞きたいなとも思ったんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 逆にこの、あそこを請け負ってやるところが何をやりたいかだと思うんですよ。そこに、今あった心配事もやってくれというときに、やる、やらないはその判断だと思うんだけど、要は、あそこでやるものをこうやりたいから募集したわけじゃなくて、あそこを活用してくれる人を募集したんで、そこがやりたいことをどうかしてやると思うんです。

それに、何かやれって言うのであれば、やれる、やれないという判断はそこがするし、やるのであれば、それなりの補助であれ、そんなんじゃないのか、それでやりますよっていうがあるので、僕の多分、思いによると、そこまでは多分、やるとか考えていないんだけど、心配事っていうのはどこまでの……。

要は、じゃなくて、子どもから大人まで含めて預かったりとか、そういう。じゃあ、今言った施設に行くとかというときにどういうところがあるよとか、ここはこういう施設で、そういう考えならこっちの施設のほうがいいよというような相談に乗るとかということで、単なる心配事ってなっちゃうと、ちょっとまた、請け負っている業者とちょっと違うのかなというふうに感じます。

○分科会長（西下敦基君） すみません、15番 西下ですけど、これで事業者、今やっている事業がありますので、それをまた新しい施設で、そこで何か事業をやりながら自分のところでやっている事業を紹介しているとかという、紹介ができる相談窓口にもなってくるのかなと思ったんですけど、そういった感覚でいいのかなと思って。違うんですかね。

14番。

○14番（小林博文君） 多分、今、市内でやられているケアマネさんなんかもこの中にいるもんですからね。さっきも言ったように、学習塾から弁当の仕出しとかも、菊川でやっているのもそうなんですけど、みんなコモードがやっているんで、そういうので多分、宅配のそういうのもやりだせばやれるし、いろんなことやれる。今言った学習塾も含めてやれるので、そこを、ちょっと言葉を選ばず言えば、自分の事業として成り立つことしかやらないと思うんですよ。

だから、いろんなことやっているんで、それに付随するものはいろいろやろうとするけど、それに関わらないものを委託されたときに、余裕があったときに検討するぐらいになるんじ



やないかなと思っている。

○分科会長（西下敦基君） ただ、この相談事業は委託ではまだ受けるけど、ほかの独自事業みたいなやつを……。

○14番（小林博文君） あれもやれ、これもやれっていうんじゃなくて、私らこれをやりた  
いからこれを今度買ったんだけど、買ったからびっくりしたんですけど、貸してくれって言  
ってやろうとしているのかなと思っているんです。

自分たちが事業展開を広めたいためにここを利用したいという形で入ってくると思うん  
です。

○分科会長（西下敦基君） ちょっとそこら辺、もうちょっとイメージができるようなものが、  
説明があればよかった。16番。

○16番（山下 修君） 16番。これ、やっぱりつくったときに補助金が相当入ってつくっ  
ている。それで、その補助金の使用目的というのがあって、それに合ってなくちゃいけないと  
いうことで、それを外れないんじゃないかなというような心配もあるんだけど、それになら  
ないように今、しているというのがある。違うのかな。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） あの土地自体を持っていた方が、福祉に役立てる土地にしてくださ  
いという土地なんですよ。そこが、今言っている、福祉にこだわっている。

補助金については、そぐわないから返すんです。そぐうのなら、補助金をそのまま使って  
やれるんだけど、そぐわないから返す。

○16番（山下 修君） そぐわないから返すんですけども、取りあえず今、返す予定はないわ  
けですよ。令和8年度から令和10年度までは委託を出すわけでしょう、これ。

○14番（小林博文君） そこで返しちゃう。買ったお金で返しちゃう。

○分科会長（西下敦基君） 5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野ですけど、要するにもう補助金を返還しちゃうので、もう  
極端に言うとなんやってもいい。

○14番（小林博文君） そう。何やってもいいんです。

○16番（山下 修君） それが終わるまでは、返還するまでは……。

○14番（小林博文君） いや、なので、建物を買ったお金は市が返しちゃうって言っている  
から。

○5番（奥野寿夫君） 売ったお金でもう返しちゃう。

○14番（小林博文君） 要は、逆に取れば、事業者がやりたいことをやりたいから、買い取ってお金を出すから、その分、返してくれっていうことですよ。

だから、事業目的としてはビジネスとしてやるということだけど、それについてはいろんな今、特化している、幅広くやっているから、ある程度は行けるんじゃないかなという気がするんです。

○分科会長（西下敦基君） 話をするときは、番号を述べてからお願いします。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。心配事相談とちょっと性格が違うのかなとか、その意味では広く相談を受けてもらう。心配事相談は、また別の箇所で行っているの、ちょっと意味がよく分からなくなるんですけど、それはそれで、ちょっと別でいいのかなということ。

それと今、逆にちょっと、いいか悪いか、そういう福祉事業を行っている事業者が相談の受け口になるということ、自分のところへの呼び込みになるような点で弊害というか、そういう点はないのかなというのをちょっと、そのところ、実証事業などでいいんですけど、その事業者をお願いしたいわけではないけど、そういう場合はけやきに相談とかということになるかもしれないですけどね。

ちょっと、そこら辺がどうなのかと思った点もありました。適当に取りますと、自分の会社、自分の事業者で受けちゃえば解決なんでしょうけど。

○分科会長（西下敦基君） ただこれ、実証事業ですので、その後、やっぱりうまくなかったら多分、外していくということも出ているかなと思うんです。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。そこも、要は地域包括ケアシステムの中で、ケアマネっていうのは各施設に所属している人しか今、要は市役所交代があつてあれ、何かそこに携わっていないとケアマネの資格を失っちゃうんで、結局、ケアマネっていうのは各施設から来てもらってやってるんですよ。

うちも、介護受けている人、皆、分かると思うんだけど、その人が自分のところに紹介するわけじゃなくて、その人に合った、どういう過ごし方をしたいかというところから入る。ケアマネとしては施設に所属しているんだけど、全く市内とか、あるいは掛川の施設まで紹介してくれるんで、そこは今言った、ここも同じように、施設を持ってるといってもデイサービス程度しか持ってないので、例えば老人ホーム入ると言えば、その老人ホームもケアマネさんがそこで、菊川市内で行ってきた、培ってきたノウハウを使って、いろんなところを紹介すると思うんで、市内、市外も含めてですけどね。

そういうところでは、あんまり、自分のところへ、「よし、みんなこっちへ連れていけ」ってというところはないし、多分、場所としては、やっているのは内田のところの施設なんで、そんなに人を入れられないんで、結構いっぱいやっていると思うんで、その辺を含めて、あまり今、ケアマネ自体も全市的な扱いで、ただ所属だけがそこにあるって感じになってるんで、あんまりそういうところがないかなと。

逆に言えば、今言った、子どもさんの、前はひきこもりから障害者の方もそこで、放課後の児童クラブみたいなことをやりますよというので、ぎおんの里でやったんだけど、そういうことも逆に特化してやれるかもしれない。ちょっと、担当しているのも、うちの爺さんのケアマネだったんで話したんだけど、そういうことも、うちならやれるから買いたいっていう話があったんで紹介したんですけど、知っているって言ったんで。そうしたら同じ人だった。

そういうところもあってやると思うんで、かなり、さっき言い方が悪くてビジネスって言ったんだけど、やる施設としては献身的なところでやるんだけど、やっぱりうまくビジネスとして成り立たせているところがやるんで、すごく僕としては期待してるんですけどね。

○分科会長（西下敦基君） ほかにあれば。

ちょっと、補聴器のところで、高齢者等社会福祉費ということで、ちょっとあまり自分は言わなかったんですけど、150万の予算を立てていてくれて、ただ条件はちょっとつけ過ぎていて、この条件だからちょっとできなくてといって、この予算が使い切れるのかなっていう、ちょっと心配な点があったので。

できれば予算を見て、途中でちょっとここは解除していくかとか、そういったことを、なるべく市民意見を聞きながら、最初にちゃんと周知して、この条件で使える人ってちゃんと手を挙げてもらって、それでちゃんと予算を使ってもらおう。

ただ、やっぱり余るようだったら、やっぱりちょっと年齢制限を外すとか、金額を上げていくとか、また制度を変えていただければなと私は思いました。

以上です。

関連してありますか。関連。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。さっきもちょっと意見を言いましたが、非課税世帯で65歳以上で3万円という、かなりこの辺では最低レベルと言ったら悪いけど、その条件で4月から補聴器の助成が始まるんだよねと僕も聞かれたりするので、ちょっとまだ内容が分からないのでって言って、今日、初めて聞いたら、ちょっと非課税世帯とか、なかなか

条件が厳しい、これだと限られちゃうなっていうことを意見としては思いました。

○14番（小林博文君） 非課税世帯だもんね。非課税世帯はやらないのかと思った。

○5番（奥野寿夫君） 非課税世帯、自分も足さないかん。3万円足す。

○分科会長（西下敦基君） 15番 西下です。ただ、効果としては認知症とかコミュニケーションを取るようにとかということで、その非課税とか、そういうのは関係なしに、やっぱりちょっと耳が悪い方にある程度手を差し伸べていただけるような制度設計に変えて、段々していただければと思いました。

ほかにあれば。13番。

○13番（織部光男君） 今の問題、結局、市民がですね、私はサロンをやっていて、10年間やっていて数名の方が何名かが認知症で施設に入っているんですね。

やはり、そこが一番必要とされるんじゃないかと。単身で生活されている方が認知症になったら、どうしてもそういったところをお願いするしかない。ですから、これからそういう方が増えていくのに、要介護4とか5だと思うんです。その前の方、1、2はデイサービスに通うということでもいいかと思うんですけれども、だからそういったときに入れるところがなくなるというのが、私は一番困る社会だと思うんですよね。

だから、そういった体制が、今の民間企業が経営的に成り立たないような、支払いができない患者さんを受け入れるかということは難しいと思うんですね。

ですから、現実問題として、その小笠老人ホームのような所得に応じた入居費で済むというところ数が数多くないと、これからそういった方々が困るのではないかというのが私の心配であって、そういったことに対して、行政は何も考えなくていいのかっていうのが先ほどの質問内容に通じるところなんです。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 14番です。まず、小笠老人ホームは、今、織部さんが言ったとおり、生活に困っているとか、もう本当に身寄りがない一人の人が、あそこは逆に言うと介護3ではもう、そっちの特養のほうに行かなきゃいけないんで出ていく形なんですけど、そこまでのところをカバーするところ。

掛川にもう1個あったのが、今、あそこにくっつけようとしてるんですけど、結局、いろんな地区に何か所か施設を持っているんだけど、なかなかそこに今、さっき聞いたんだけど、施設の利用率が上がってなかったんです。僕も組合議員やったときも入ってこなくて、御前崎は別で持っているところの施設が新しいから、そっち優先で入られちゃって、なかなか

小笠には来なかったんです。

やむを得ず、森とか磐田だったかな、ちょっともう記憶、忘れちゃったけど、ほかの地区からも入れて、何とかその施設を維持運営してこうとしてたんですけど、ここは今、割とちょっと入る人を紹介するのが増えてきてる。

それもどうするかっていうのは今、組合議会のほうで検討に入ってると思うんです。ききょう荘でしたっけ。

〔発言する者なし〕

○14番（小林博文君）　そこが小笠よりも、そっちのほうがもっと古いんですよね。小笠のほうに全部移管しちゃおうという話になったんで。

○5番（奥野寿夫君）　もう移管します。8年度に。

○14番（小林博文君）　移管しますよね。そこが、今言った、どれだけ需要があるかで、それが足りないなら増やす。市のほうとか公共でね。

今言った民間のほうは、3になるっていうか、3になると入れますよっていうのは僕らも言われたんですけど、でもまだ大丈夫っていう人はエントリーだけしてくれと。順番来ました、入れますけどどうしますかっていうときに、まだいいですって言えば、それを延ばしてまた次の機会にしますねっていうんで、介護度とかいろいろに応じて、入る順番待ちの人の数が決まって、それで、いいですよって言った人が一番後ろ回るわけじゃなくて、同じように介護度に応じてどこかにまた戻るんで、結局もう、すぐ入れなきゃいけない人から順番待ちの優先的な順位が決まっていて、それで入れてもらえる。

それが今、ある程度、要はあまり日本では公共でやらないんで、民間がビジネスとしてやる方向に進めたんで、民間のほうの今言ったケアマネがいろんな、ここはこういう施設ですよという中で、選択肢で入れますけど、どこから入りますかっていうところで、そこは今、3人待ちです、ここは10人待ちですとかっていうところで選ぶんですよね。

だから、特に今、そこが前は一時期ちょっと順番待ちがすごく長くてっていうのはあったんですけど、ある程度、前もって順番待ちをして、先にエントリーをしろっていうんで、ある程度は、今は施設と入る人のバランスが取れているっていうか、賄えていると思うんです。

それプラス、もっと前に入りたいっていう人は、浜松のエデンの園とか、今、島田でよく広告が入ってくる民間の、ゼロでも入れるようなところに30万、50万払って入る人は入ればいいし、その人の選択の仕方、もう3で入らなきゃいけないっていうところはケアマネに聞いて入るっていうところになるし、今言った、身寄りのないところが小笠に行っているっ

という状態なんです。小笠は最後のとりでなんで、あそこは当然、需要がもっとあれば150%とかになるなら増やしていくし、そういうところはやってると思います。

だから今、逆に、当初は入る人が少なくてどうしようっていうんで思っていたところもあったんです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。5番。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。若干補足すると、今、お話ありましたが、今、組合議員やっていますけども、実際はそんなには、本当にほかのところなんかはやっぱりもっと埋まらないところ、小笠は比較的埋まっているんだけど、まだ余裕があるということです。

掛川はもう、ききょう荘と2か所だけど、ききょう荘、古いということもあって、もう本当に入っている人が少なくなっちゃったんで、8年度をもって希望者はこちらに移すし、ほかに移りたい人とかはほかに移ってもらうということで、この間、組合議会で説明がありました。

ということで、今、実態としては、あるいはデイサービスとかがあるということもあってですか、あそこの老人ホームに入りたいっていう人が必ずしも多くないという状況もあるというのが実態です。

ただ、織部さんがおっしゃることは分かるんですけど、今、確かに独居のね、この間、日曜日に研修会がありましたけど、やっぱり独り暮らしの世帯が非常に増えている。高齢者も増えている。その人たち、今後どうしていくんだって、なかなか家を手放すっていうのはそれも難しいんですけど、そういう人たちの住宅政策を考える必要があるということはお話としては分かりますけれども、実態としては本当に今、お話があったように小笠老人ホームはまだ余裕があるという実態ではあるというふうに聞いています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連してあれば。

ちょっと自分も、やっぱりどうしても認知症になって独り身で、認知症だけだったらいいですけど、ちょっと問題行動があったりとかする場合もあるし、医療的にもまたかかったりとか、そうすると社会的に手当をしていかなきゃいけない。なるべくそういう方を少なくするために、認知症にならないようにということやっぱり、この前いろいろ、14ぐらいの因子がある。運動をしなきゃいけないとか社会参加が必要だとか、ホテルもそうですし、何ならワクチンもちょっと認知症になる確率を下げるとかっていうのもあったので、そういった

努力も必要ですし、なったら社会で見てあげる。

ただ、それも多くなってくるとその負担、どこの誰が費用を出すのというのと、そうしたら介護保険とか、そういった保険料とかがただ上がってくるような感じですので、やっぱりそこら辺はそれぞれが努力しながら、何とかうまく運用をやっていければなと思いました。

すみません、変なまとめでした。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、奥野委員、ちょっと組合議員だつていうんで、要するにその人気がない原因というのが、経費の面では魅力的だけでもサービスが悪いっていうことになるんですか。それとも、人气が悪いのか。

○5番（奥野寿夫君） ごめんなさい、よく言われるのは、1部屋に2人。

〔「2人1部屋」と呼ぶ者あり〕

○5番（奥野寿夫君） ききょう荘は4人部屋だそうです。そこがやっぱり抵抗がある。

○14番（小林博文君） ただ、今言った民間の施設との比較という施設じゃないんです。ただ、最後のとりでというところで、生活費、年金も納めていなくて生活費がゼロの人が1人になって、介護じゃないけど要ようになる身寄りのない人を、市がこういう施設があるから入りませんかという形で勧めたりするんですけど、「いや、俺は1人でいるからいい」って言ってなかなか入ってくれないんで、伸びないんです。

本当に、民間の施設へ行く人とあそこの老人ホームはちょっと違う。それがゆえに公共だという。

○16番（山下 修君） ほとんどの方は措置入院っていうことになっているんですか。

○5番（奥野寿夫君） 措置というのはない。

○分科会長（西下敦基君） 老人ホームは、小笠のところは、ある程度、自分で生活できる人じゃないとできないんで、それ以上になってくるとまた違うところを紹介するんだけど。

○14番（小林博文君） 1、3になったらでないといけない。

逆に言えば、特養を探さなきゃいけないから。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。

○13番（織部光男君） 需要に合わないよな。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） 徴収管理費でこれ、エルタックスを使うと大分、金融機関の手数料よりも安く、この利用できるような形になるという話であったものですから、ぜひこれは1,300円でやると、令和9年ぐらいには、金融機関を使うと42万9,000円のところが4万6,000

円ぐらいで済むようになるということで、5年ぐらいで元が取れるんじゃないかというような気がするんですけど、こういったエルタックスの利用というのが今後、できるところから進めたらいいんじゃないか。

○分科会長（西下敦基君） 電子支払いがこれから進んでいきますということで、時代の流れということです。

ほかにあれば。なければ、これぐらいでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、長寿介護課の予算に係る審査を終わり、ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任を願います。

閉会 午後 2時05分

開会 午後 2時11分

○委員長（西下敦基君） ただいまから、教育福祉委員会に切り替えます。

ただいまの出席人数は8人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

教育福祉委員会に付託されました議案第22号 令和8年度菊川市介護保険特別会計予算を議題とします。

初めに、黒田長寿介護課長より出席者の紹介をお願いします。黒田課長。一緒ですね。お願いします。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長の黒田です。よろしくお願いします。介護保険特別会計の予算の審議ということで、私と、あと高齢者福祉係長の金井、それから右に包括支援係長の山本、それから最後に、介護保険係長の渡辺です。よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君） お願いします。

それでは、質疑を行います。順番に行いたいと思います。

すみません、1番、2番、私から2点の質問が出ていますが、これ一緒に読んじゃって、一緒に答弁していただくような感じでよろしいですかね。答弁は一緒ですので。

では、すみません、1つ目が、3款2項4目で、歳入で、保険者機能強化推進交付金で、



内容が、前年度の予算の差額がないか、理由について伺う。

同様に、3款2項5目の歳入で、介護保険保険者努力遅延納付金についても伺います。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。保険者機能強化推進交付金と介護保険者機能強化推進交付金についてですが、どちらも同じ理由となりますので、併せてお答えさせていただきます。

両交付金につきましては、例年ですと12月末頃までに次年度の見込が国から示されておりました。ここ数年、予算査定の時期などを過ぎた1月下旬頃に示されますので、予算要求のタイミングで反映することが難しかったものですから、前年度同額を予算計上させていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。これ、他市・町と比べて、点数がついて、多ければお金がもらえるというか、少なくなったりとか、これって、前年度とどれぐらい、何か特に変わりがないような感じで、7月の下旬とかというと、一応ある程度予想がついたのかなと思うんですけど、もし分かれば。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。先ほどの国から示されている交付額の見込額についてお伝えします。

保険者機能推進交付金については293万7,000円、前年度と比較しますと32万6,000円の減になります。介護保険保険者努力支援交付金は690万4,000円で、74万7,000円の減額となるところです。実際の内示については、この見込額が変更となる可能性もありますが、令和8年4月を予定されているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。内容もこれ大分すごい細かいので、はい。

これは関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、3番目のところがまた私からです。7款1項5目で事務費繰入金ということで、タブレットで、先ほどの資料の6の、資料は4ページになると思う。これが減額になった要因について伺います。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。事務費繰入金が減額となった要因についてですが、主なものとしまして、事務費に分類される１款３項１目の介護認定審査会費に係る費用について、介護認定審査に利用するシステムの標準化が完了したことなどに伴い、負担金が861万1,000円減額となったことによるものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。

これ関連質疑にございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、４番目のところも私からで、７款２項１目介護給付費繰入金ということで、タブレットで７ページで、基金からの繰入金が増額となった要因は。今後の繰入金の推移についても伺います。

答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。基金からの繰入金が増額になった要因と今後の繰入金の推移についてですが、まず、増額となった要因は、介護給付費の財源の制度によるものです。

介護保険給付の財源は、公費と保険料を50％ずつで賄われるものです。公費の25％に当たる国庫負担金のうち5％は、財政調整交付金とも呼ばれておりまして、保険者の後期高齢者の割合や第１号被保険者の所得状況に応じて交付され、必ずしもこの5％分の交付を受けるものではございません。

事業計画策定時に国が試算した菊川市の令和８年度の交付率は約1.5％、残りの3.5％は介護保険料や基金などで賄うこととなりまして、介護保険料収入で賄えない部分を基金繰入れで対応するため、繰入金の予算が増額となったものです。

２つ目の今後の繰入金の推移についてですが、基金への積立てや取崩しが不要となるよう介護保険給付費に対応する財源として、介護保険収入を過不足なしで収入することが理想であるとは思いますが、介護保険給付費の急激な増加などに備える必要もあるため、残高をある程度維持しつつ、必要な最低限の基金繰入れとなるように介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。

ちょっと分かんなかったのが、国で示されたのは、市が1.5％で、3.5％が介護の基金、ち

よっとこれが、前年度のこの割合が変わったのか。この伸びの理由がそこにあるのかどうなのかちょっと分からなかったもので、そこを分かりやすく説明していただければと思います。

答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺融君） 介護保険係長 渡辺です。前年度の令和7年度ですと、7%ほど国のほうから示されておりました。本年度につきましては1.5%ということで、その0.2%分がまずあります。

介護保険料収入との兼ね合いもありまして、介護保険料収入は予算上そんなに伸びているわけではございませんので、介護保険給付費については38億円と大きくなっておりまして、その部分の差額で基金の繰入れが大きくなったものでございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 給付が多くなって、多くなるのはこれから当たり前になってきてということで、そうすると、基金もそれだけどんどんなくなっちゃうんじゃないかなと思ったんですけど、その基金を入れるのを抑えることもできるのかというのがちょっとよく分からなかったもので。

答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺融君） 介護保険係長 渡辺です。基金を取り崩すのを抑えるかどうかというのは、まず保険者の判断に任されると——計画策定時に求められるものであります。

普段のところだと、基本的には介護保険料収入を、多く入れば、その部分3.5%分は賄えるので、基金の繰入金が必要になります。

実際の所得状況の分布によって、この1.5%が変わります。実際ですと1.5%、去年、前年度もそうですけども、1.7%ではなく、およそ、もうちょっと2%から2.5%か、そういったところまで上がるので、基金の繰入れが必要になることもございます。

実際、あとは現金が国の負担金ですので、国から多く交付されるときがあるので、実際その年度で現金としては必要が、現金として動いている場合があるので、基金を取り崩すところまではいかないというのが現状です。ですので、今後基金が繰り入れる必要があるかどうかというところは、なかなか難しいところはやっぱりあります。

介護給付費が伸びていけば、所得状況、高齢者の割合に応じて、その財政調整交付金が5%に近くなることもありますので、ある程度保険料収入で賄えてしまえば、基金の取崩しはあまり必要になくなってしまいますので、そのままいくんじゃないかなというところが今のと

ころの見込みになります。

○委員長（西下敦基君） 改定が3年に1度でしたっけ、2年です。3年に1度で、多分、基金がまずそうだと、その保険料を上げていくということにもなってくるということですかね。給付費が多くなってくれば、保険料も上げなきゃいけないよねって話になってくると思うんですけど、ただ、基金をどんだけ、基金をある程度今のベースに残しておくという、そういったことでよろしいですかね。

答弁を求めます。渡辺係長。

○長寿介護課主幹兼介護保険係長（渡辺 君） 介護保険係長 渡辺です。基本的には、今、委員長がおっしゃっていたとおりで問題はないかと思います。ですので、その介護保険料収入で賄えるかということになると、基準額を上げるので、介護保険料が上がるということになります。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。

これ関連質疑ございますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 自分のを終わります。

すみません、5番目のところで、須藤委員、お願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。1款3項1目介護認定審査会費について伺います。説明資料7ページ、タブレットで9ページになります。小笠掛川介護認定審査会費負担金大幅減の要因はということでお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。小笠掛川介護認定審査会費負担金大幅減の要因についてですが、先ほど、西下委員のご質問にも触れましたが、介護認定審査会に利用するシステム標準化が完了したことなどに伴って大幅な減額となったものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、6番目のところの質疑をお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。2款1項1目居宅介護サービス費について伺います。

説明資料は同じページになります。1億5,923万2,000円増額の見込みとなっているが、算出根拠を改めて伺うということで、お願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。居宅介護サービス費増額の算出根拠についてですが、この予算科目に限らず、基本的には、介護保険事業計画を策定した際に見込んだ傾向を参考にしつつ、前年度の利用状況を勘案し、予算を算定しております。

この居宅介護サービス費については、令和7年度当初予算の要求時は、減少傾向にあったことなどを背景に算出したものを計上しましたが、その後に利用が伸び、結果的にこの2月議会でも令和7年度当初予算額の5%に当たる7,200万円を補正予算として増額計上させていただいたところです。

令和8年度予算においては、その増加傾向を鑑み、令和7年度補正予算を含む決算見込みに、さらに5%を増額した予算を計上したところです。

議案質疑の際にもお答えさせていただいたんですけれども、保険給付費については、ほかの社会保障関連の費用である医療費などと同様に保険者が利用を調整することが難しく、性質上給付費用を見込むことが困難です。

保険給付費は、予算上、2款の保険給付費内での流用が可能とされておりますので、今後、予算作成の際には全体の給付費で予算が不足とならないよう注意しております。保険給付費については、2款全体で不足とならないように、適切にサービス量を見込めるよう対応してまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、7番目のところを奥野委員、お願いいたします。

○5番（奥野寿夫君） 同じく2款1項1目、施設介護サービス料について、同じページです。6,338万6,000円増額の見込みとなっていますが、算出根拠を改めて伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁をお伺いいたします。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。施設介護サービス費増額の算出根拠についてですが、こちら、今、須藤委員のほうにお答えした内容とほぼ類似した形になります。

この施設介護サービス費については、令和7年度当初予算において、利用人数の傾向から前年度より増額予算を計上しましたが、想定を上回る現状から、この2月議会でも令和7年度当初予算の1%に当たる1,500万円を追加補正し、お認めをいただいたところです。

令和8年度予算においては、居宅介護サービス費に比べ伸びが鈍化すると見込み、過去5年間の伸びを勘案し、令和7年度補正予算を含む決算見込みの3%程度増額した予算を計上したところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○5番（奥野寿夫君） ありません。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、8番目のところ、須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。2款6項2目特定入所者介護サービス等費についてお伺いいたします。説明資料が8ページで、タブレットで10ページになります。2,240万円の増を見込んだ要因はということでお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 2,240万円の減額。

○9番（須藤有紀君） 間違えた、減額を見込んだ。失礼致しました。減額を見込んだ要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。特定入所者介護サービス等費を減額した要因についてですが、こちらは、施設を利用する方の所得状況などに応じて負担限度額が設定され、利用者が支払う食費や部屋代の負担限度額を超過した部分を、給付費として国保連を通じて施設にお支払いするものです。

この給付費は、基本的には施設の利用日数または利用者数の状況に応じて増減する可能性が高いものであります。令和7年度において施設利用状況は増加しているものの、給付費自体が減少しているため、令和8年度はこの状況を鑑み、予算を計上したものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、9番目のところを小林委員からお願いします。

○14番（小林博文君） 14番です。3款2項1目介護予防普及啓発事業費で、タブレットで15、紙で11です。説明の資料の中で、いきいきサロンですけども、委託事業費が増額となった要因を伺います。

また、各サロン、3施設あると思いますが、利用状況に変化はあるのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。初めに、いきいきサロン委託事業費が増額となった要因についてですが、いきいきサロンは、市内の社会福祉法人2か所に委託して、菊川地区はプラザけやきと東部ふれあいプラザ、小笠地区は松風苑を会場とし、3つの拠点で実施しております。いずれも従事する職員の賃上げに伴う事業費の増額が主な要因となっています。

次に、利用者数や利用状況の変化についてですが、いきいきサロン全体では、令和元年度末の利用者実人数は143人と多く、コロナ禍を経て年々減少傾向にあり、直近の令和8年1月末時点で84人まで減少しております。

また、利用状況の変化についてですが、利用者を性別で見ますと、男性は、令和元年度では全体で12人おりましたが、令和8年1月末時点での男性利用者は1人となっており、女性の比率が非常に高くなっています。

外出機会を創出し、介護予防の健康寿命の延伸につなげるため、一人でも多く利用される方をお受けしたいところですが、利用者数の減少に応じて、やむを得ず各サロンの開催数を調整するなど、見直しも行っているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。3施設ありますけども、どの施設も同じ減少具合が同じなのか、お願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。3施設とも減少傾向になっております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 14番です。利用者側じゃなくて、サロンのやっている方から相談じ

やないですけど、あつて、要は東部が今、月水だったのが、水曜日だけに今度からなったんですけど、任用職員の方が、職がその分、費用が減っちゃうんだけど、そういう方はどっか振り分けというか、例えば、けやきのほうへ回ってもらうとか、人の時間数がやっぱり減っているという状態なんでしょうか、その辺をちょっと教えてください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。こちらでも利用状況について回数を減らす、その途中段階においては、受託されている社会福祉協議会さんのほうに、もちろん、小林委員さんがおっしゃられるとおり、その場で働かれている人の処遇なんかに影響するものがあるもんですから、やっぱり、こちらのほうもできるだけ配慮ができれば、そこも社協の方々と話をしながら、減らすなら減らすという決断をさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（小林博文君） 今度は利用する側のほうなんですけども、さっきから出ている、やっぱり介護のほうが増える傾向にあるんだけど、ここって予防の部分だと思うんですよ。ところで、なかなか予防の事業に人が減っていくというところが、またその後ろ側、介護する方が増えていく方向になっているんだけど、なかなかこのいきいきサロンに行く人をあっせんという言葉は悪いな、例えば地域包括支援センターに来て、まだ介護は必要ではないんだけどいきいきサロンに行ってみたらどうですかというような形で積極的に勧めるというか、ある程度、このところを伸ばしていけば予防につながっていくんだけど、この辺のサロンの人を増やすことでどんなことをやられているか。ちょっと教えてください。

○委員長（西下敦基君） 活性化策みたいなのところですね。答弁を求めます。金井係長。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） 高齢者福祉係長の金井です。

サロンの利用者を増やすことにつきましては、基本的には社協だよりも掲載して周知をしたりですとか、包括支援センターに相談に来た際には勧めていただいているというのが現状となります。

減っている原因につきましては、考えるところになるんですけども、介護保険制度の中で介護予防・日常生活支援総合事業というものが平成29年度から始まっています。

それについては基本チェックリストというものがあまして、そちらを実施して対象者として該当することで介護保険を申請しなくてもデイサービスに通えるというようなメニューが増えています。



あと、市内においては機能訓練特化型の半日のデイサービスも増えているというところもございまして、いきいきサロン自体が選ばれづらくなっているというのが一つの要因かなと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○14番（小林博文君） 僕の考えと一緒にした。ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

これを見まして、私もサロンを月2回やっていて、この3か所の開催日というのは月平均で何回やるんですか。3か所。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

月平均といたしますか、まず、けやきは火、木、金です。東部については2月末時点ですけれども月曜日と水曜日、松風苑につきましては月曜日と木曜日という形になっています。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、1,900万円の予算で職員が545万円ぐらいということで運営費が1,379万円になるんですね。これを3か所で分けると年間400万円ぐらいになるかと思うんですね。ここの3番に書いてある9,000円は何ですか。

○委員長（西下敦基君） 障害保険の費用と書いてあるんですけど、それ以外に。答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） こちらのほうは、きくがわ体操やいきいき体操を活用した体操教室などに要する障害保険の費用になります。そちらが9,000円です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

この9,000円は大した金額ではないものですからいいんですけども、結局、まず最初にお尋ねしたいのは、この職員に払っている500万円、この方々は開催日でないときはどうしているんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） こちらのほうは、それぞれ社会福祉協議会ですとか和松会さんのほうに委託するに当たって必要な回数、必要な人数、必要な時間を条件としてお出しし

て運営していただいているものになります。

それ以外の時間帯については、その方々がそのときだけお勤めされているかもしれませんし、その組織といいますか会社の中で別の仕事をしながらこの事業にも当たっているかもしれませんし、ちょっとそこまでは把握しきれておりませんが、一応そういったお答えしか今のところはできません。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

ちょっとそうなると分からないんですけど、五百四十数万円のね……。

○委員長（西下敦基君） 黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） すみません。長寿介護課長です。

545万2,000円。織部委員がおっしゃったのはこの金額ですね。これは委託ではなくて長寿介護課の会計年度任用職員としていらっしゃる介護予防の関係の教室ですとか、そういった任用職員さん3人分、長寿介護課に配属されている3人分の雇用に関する費用になります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

分かりました。それで予算からそれを引くと一千三百何がしになるわけですけど、それを3か所で割りますと四千五百……。

○委員長（西下敦基君） ちょっと待ってください。織部委員、引くのはおかしいと思います。

1のいきいきサロン事業の委託だけでも1,900万円あって、それとはまた別に542万円はさっき言ったところになりますので、引かずにいきいきサロンだけで2,000万円弱あるところで、その質問をしてください。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

そうすると、もっと私とすればおかしいというふうに感じるんですけど、要するに3か所で払っている金額が1,900万円を3等分して1か所に払っているということでしょう。

○14番（小林博文君） ちょっと違う。2等分。2等分ではなくて2分。

○委員長（西下敦基君） 多分3か所で同じ金額ではないけど事業のボリュームによって分けているとは思うんですけど。

○長寿介護課長（黒田寿通君） おおむね3等分ぐらいのイメージ。等分ではないですけどそ

んな形。3か所で1,900万円です。

○委員長（西下敦基君） ちょっと待ってください。この議論は去年もやっていると思うんですけど、また小林さんが答えて……。

○14番（小林博文君） 説明したと思うんだけど。

○委員長（西下敦基君） それも踏まえて、さらなる質問にしていいただければと思います。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。

実際にこのサロンをやるのはいいんですけど、私は無駄なお金を払っているんじゃないかということを指摘したいんです。実際にサロンを開くのに私なんかのやつは毎回20人ぐらい来るんですけども、それでも社協の補助金で僅かな金額でやっているんですよね。

ですからこの金額を見ますと、単純計算しますと1,900万円を3か所で割って、それを12か月で割って月幾ら使っているかというとな50万円近く使う勘定になるわけですよ。

○14番（小林博文君） 自由討議でやりますか。そこを説明しますよ。

○13番（織部光男君） だから、やることはいいんですけど費用対効果を考えたときに、先ほど言ったように83名で1,900万円を使うというのは費用対効果としては全く認められない金額だと私は思うんですよ。では、その辺の回答だけもらえますか。

○委員長（西下敦基君） そういった意見がありますが、どうですかという質問みたいですね。

○13番（織部光男君） 部長、どうですか。

○委員長（西下敦基君） 取りあえず黒田課長、お願いします。答弁を求めます。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

介護予防に関しての費用対効果というのは非常に難しいところもありまして、私どもとしても、やはり今ある実際にいきいきサロンに参加されている方もかなり高齢な方が多いので、私どもとすると今の現状を維持していただくということを主としてやっていますし、それを予防の取組として、ただサロンに限らずご自宅に帰ってもそういった取組を継続していただきたいという思いでやっております。

ですので、これに対しての効果といいますと自分たちはこの事業が健康寿命の延伸とか、そういったものに寄与する活動の一つではないかなと思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ここは自由討議で後でお願いしたいと思います。いろいろと考え方がありますが、ただこれは質疑をしていただいて、この数字はどうかということを質

問していただければと思います。

○委員長（西下敦基君） すみません。9番の小林さんのところで、ほかの再質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、10番目ところ、松永さんのやつをお願いします。

○3番（松永晴香君） 3款3項2目、在宅医療・介護連携推進事業費、タブレット17ページです。

人生会議ノートの普及の見立てを伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

菊川市版人生会議ノート「私のこれからノート」の普及の見立てについてですが、すみません、先日の東議員の一般質問で答えた部分もちょっと混ざってしまいますので、よろしくお願いします。

こちらのほうは、研修会や講座、体験会、イベントなどの出展によりまして普及啓発を図っているところです。そのような取組の中で、令和4年1月に発行してから1,165人に配付しており、人生会議と「私のこれからノート」の認知度は向上しているものと思っておりますが、実際に人生会議の実施やノートの活用に至っていない人もおられることもございます。

今年度、人生会議を身近なものとしていただくために作成した「概要版私のこれからノート ミニ」を活用し、引き続き普及啓発に取り組んでまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。3番。

○3番（松永晴香君） 3番 松永です。

エンディングノートも足並みをそろえていただきたいと思うんですが、その辺の見解をいただけますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） まず、私どもとしてはエンディングノートについても、もちろんご本人さんが亡くなられた後のご家族の負担軽減だとか、そういったものは非常に大切なことだと思っております。

先日の一般質問のときにもあるんですけど、そのエンディングノートについてはいろんな葬祭事業者さんですとか、いろんな本屋さん、書店のほうで販売されていたりですとか、有

料、無料はありますけどもそういった普及について事業として取り組んでいる民間の方がいらっしゃると思います。

ですので、私どもは亡くなられた後というよりも地域包括ケアの自分らしくという観点から、まずは、今、これからを思い返してこれからどう生きたいか、どうしていききたいかということをまずご自身で確認していただくことと、ご家族で共有していただきたいということで、現時点では私どもは人生会議というものをお勧めしていただきたいと思います。

ただ、エンディングノートについては、もし相談があればそういったところを紹介させていただくとか、そういったことはしていこうかと思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○3番（松永晴香君） ありません。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。16番。

○16番（山下 修君） これは在宅医療と介護連携を利用されているような対象者の数というのとは分かるんですか。

○委員長（西下敦基君） 今どこの質疑をしましたか。

○16番（山下 修君） 3款3項2目任意事業費。

○委員長（西下敦基君） 人生会議からちょっと離れましたけど、答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） この事業の対象者ということですか。人生会議の。

○16番（山下 修君） 人生会議ではない。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 在宅医療・介護連携推進事業の対象者ですか。

○16番（山下 修君） そう。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 大きく言えば市民皆さん全員が対象という感じになります。

○16番（山下 修君） そういうことではなくて、在宅医療というと医師の方がご自宅に来て診ていただいている。そういう対象者というのはどのぐらいいるのかというのは。大体。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。

今、委員さんおっしゃるのは当市で在宅医療を使っている方が何人かという話だとは思いますが、市内の医院さんでも例えば訪問診療であったり、往診という形で突発的に行ってくださいる医院さんもありますが、それぞれの開業医さんで何人そういう在宅医療に行っているかというのは、ちょっとこちらでは把握していないです。

ただ、家庭医療センターあかつちクリニックでは、在宅診療に行っている方が、今、100人弱ぐらい。前は多分60人とか70人ぐらいだったと思うんですが、今は100人弱ぐらいを一月に行っているということなんで、多分、あかつちクリニックが一番多く対応をしてくださっているとは思いますが。

在宅診療を使う方はがんの末期の方であつたりとかなので、短期間で対象者が入れ替わっているような形で、本当の最期をみとっていただくという対象者はいます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。16番。

○16番（山下 修君） 一般の診療所に関しては、その数字を行政としては把握できないということなのか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。諏訪部部長。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 健康福祉部長です。

多分、聞けば教えてくださると思うんですけども、何か事業に直接……。

○16番（山下 修君） 関係ないのか。

○健康福祉部長（諏訪部晴美君） 関係なくはないんですが、どのぐらいいらっしゃるかというのは、情報として知っておけば実情として何か反映できるものがあるかもしれませんが、今、直接そこを把握して何かにつなげるということは今のところはないので、ただ、家庭医療センターについては運営推進協議会が年に2回ほど会議がありまして、私と長寿介護課長と健康づくり課長もそこに出席させていただいていますし、毎月、病院の管理会議にも出席をさせていただいていますので、家庭医療センターの在宅診療の状況は一応は把握しています。

○委員長（西下敦基君） 追加で答弁はないですか。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 数字的なものではないんですけど、在宅医療・介護連携事業の目的のうちとしまして、福祉、保健、医療、地域などが連携し、切れ目のない在宅医療や在宅介護を受けられる生活環境を整えるということで、こちらのほうも目指しておりますので、必要なサービスとか治療が受けられる環境という意味ではそういったところが整えられるように今後も取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

○16番（山下 修君） これ以上、聞いても分からないな。結構です。

○委員長（西下敦基君） 関連でございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、すみません、最後の質問を須藤委員からお願いします。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。

3款3項2目、認知症総合支援事業費について伺います。

説明資料が15ページ、タブレットで19ページになります。

認知症地域支援事業費がやや減額となっているが、講師謝礼及びチーム支援費が減となった要因はということでお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。

認知症総合支援事業費が減額となった要因についてですが、まずご質問の講師謝礼についてでございますが、毎年9月に開催している世界アルツハイマー月間における認知症に関する講座を実施するに当たりまして、今回、民間事業者と連携し事業協力をいただくということになりまして謝礼が不要になったもので、今年度は減額したものととなります。

次に、認知症初期集中支援チーム報償費についてですが、こちらについては近年の認知症初期集中支援チームにおける対応事例の数の実績に基づきまして、チーム員による訪問や会議の開催見込み数の減により減額したものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○9番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑。

○5番（奥野寿夫君） 関連して、5番 奥野ですけど、この間、日曜日に中央公民館に行かせてもらいましたが、あれはまた違うものですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） あちらの日曜日に行われたものは、エーザイさんという民間企業の方がこちらのほうにそういった事業をやりたいということで、市のほうでもご協力といたしますか後援いただけるかということでお話がありまして、私どもとしても認知症に関する啓発事業の一環として一緒に先日の日曜日に開催のお手伝いをさせていただいたといえますか、そういったことでやらせていただいています。

以上です。

○5番（奥野寿夫君） 5番 奥野です。

市は後援したという形ですか。それにしても非常に関心が高くて、すぐにいっぱいになったみたいで非常にいいことだなと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 感想ということで。

○5番（奥野寿夫君） 感想です。

○委員長（西下敦基君） ほかに関連があれば。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけど、ここの1に書いてある認知症相談会というのは年に何回やっているのか。それと認知症のカフェ事業というのは具体的にどういうことでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） 高齢者福祉係長の金井です。

まず、相談会については年3回開催しております。

認知症カフェについては、「またきてカフェ」という名称で月1回程度、菊川地区、小笠地区でそれぞれやっているようなものになります。やっている内容は場所によって違うんですけども、例えば脳トレをやったりですとか、あとは報恩寺でやることもあるので、説法を聞いていただいたりとか、あと市の出前養成講座を活用してお茶の入れ方講座とか、そういったことをやらせていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 認知症カフェ事業というと、認知症にならないようにということですかね、なった方が行くものか、ちょっと分からなかったの。金井係長。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） 金井です。カフェ事業につきましては、認知症の方でも来れる場所になるので、認知症でもじゃなくても来れる場所になります。特に年齢とか設けていませんので、自由にどうぞというものになります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。関連とかありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、全体を通してあればどうでしょう。16番。

○16番（山下 修君） さっきの委任事業の関係ですけども、3款3項2目の配食サービス業務委託料ってございますよね。これは内容的にはどういう内容になるんですか。

○委員長（西下敦基君） 黒田課長。



○長寿介護課長（黒田寿通君） 配食サービス事業ですけれども、こちらはその文字どおり、ご自宅のほうにお弁当を届けさせていただくような事業になります。そちらのほうは申請をいただいて、対象の条件に当たれば、毎日ではないんですけど週3回がマックスなんですけど、週3回の上限に弁当を届けさせていただくような形になっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（山下 修君） これは利用者数とか、そういう配食の回数とかってある程度根拠があるんですか、327万という。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） 高齢者福祉課長の金井です。先ほどのお話の追加ですみません、対象者につきましては、高齢者のみの世帯で調理のできない方とか、買物に行けない方などを対象にしております。

数字につきましては、令和6年度の状況ですけれども、実人数としては128人の方と、延べ回数としましては1万1,346件ということで実績がございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。16番。

○16番（山下 修君） そうすると、今年度も同じ程度の数字を見込んでいるということですか、令和8年度。

○委員長（西下敦基君） タブレットでこれ何ページになっているんですか。

○16番（山下 修君） これは20ページか。

○委員長（西下敦基君） これ介護用品支給事業。答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 金額で言いますと、予算要求額でお話しさせていただきますと、今年度、令和7年度はまだ途中ですけれども、そちらの実績を見まして、今回325万円を要求させていただいています。

○16番（山下 修君） 多少増えているんですか、一昨年より。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。金井係長。

○長寿介護課高齢者福祉係長（金井隆志君） 高齢者福祉係長の金井です。数で言いますと減っております。先ほどの計算のところのお話ですと、1か月当たり903回を今、想定しておりまして、それ掛ける12にしますと、1万836回という回数が出ますので、やっぱりちょっと下がっているかなというふうに、実績としては下がっています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（山下 修君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） 関連がありますか。なければ、ほかにあれば。なければ以上になりますけど。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部ですけどね、先ほどの話の会計報告は1,900万を出す、それに対してはもらっているんでしょうか、それだけ確認させてください。

○委員長（西下敦基君） サロン事業のところですね。その会計報告はいただいているかというところで。答弁を求めます。黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） 長寿介護課長です。こちらのほうは、まず委託するときには自分たちのほうで設計したものに対して、使用料としてどのくらいの金額ができるかということで金額の提示をしていただいております。その中には人件費ですとか、車の送迎ですとか、そういったもの全部、燃料費ですとか、もろもろの諸経費も含めた部分で、まずそれが委託費用となっています。

織部委員の細かな金額というものは、こちらのほうとしてはもらってはおりません。ただ、毎月の報告として、人数ですとか実施内容ですとか、そういったものは毎月報告をいただいて、審査をさせていただいております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 要するに、経費ですよ、人数とか回数ではなくてね、何に使われたかということが分かるかということです。

○委員長（西下敦基君） お金を渡して、これだけの実践がありましたという報告はありましたでしょう。

○長寿介護課長（黒田寿通君） そこはいただいております。

○委員長（西下敦基君） あるということで。

○13番（織部光男君） ある。

○委員長（西下敦基君） 黒田課長。

○長寿介護課長（黒田寿通君） こちらのほうは繰り返してちょっと的を得た答えにならないかもしれませんが、自分たちが長寿介護課でこういった事業をやっていただきたいということとまず金額を設定します。その大枠の例えば100万円といいますか、これだけをやっていた

だきたいという仕様書をお出しして金額をいただきます、事業者の方から。ですので、僕らはやっていただきたい事業内容と目的を達するところまでお願いできれば、それ以上の細かいところまでの報告は求めていないのが現状です。委託料の範囲を超えないように、その事業、目的に達するように行っているということになりますので。

結論から言いますと、織部議員がおっしゃる最終的な決算的な細かい金額までいただいているかと言われますと、そこはいただいではありません。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。以上です、報告は。

ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、以上でよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 以上で終了とします。質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

最初に、いきいきサロンの委託事業ということで、ただ織部委員の言っていることも分かるんですけど、ただどんどん人数が減っているのにこの金額でいいのかというのがありますので、委託の仕方自体はこれ成果報酬、これだけまず100人集めたら100%の金額払いますよ、50人だったら50%ですよ、そういう成果的なところで払うような報酬のやり方もあるんじゃないかなと思いますので、有効として。

あとが思ったのが、ただほかにも行くようなところもあるから、やっぱり減るのはしょうがないかなというところもあると思います。ただ、魅力的なところにすれば、また人が戻ってくるかもしれないし、ただなくなっちゃうと、生きがいなくなっちゃうという人たちもいるかもしれないので、そこら辺ちゃんと考えて、この事業は改良するなり、もうちょつとてこ入れ、やり方を変えるなり考えていくべきかなと私は思いました。

以上です。

関連があれば。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。これまさに先月ぐらいから祖母が行き始めまして、

いきいきサロン、大変お世話になっております。今までみんなでお遊戯みたいなのを嫌がって、行きたくないと言われていたんですけど、脳のＣＴスキャンか何かを撮ったときに認知症が進行していると言われて、母親が無理やり行きなさいと命令をしたら行くようになったという形でして、抵抗を感じる方でも必要に迫られれば行くんだなという、ちょっと身近で見ているところです。

こうした事業はやはり必要かなというところを感じますので、少し金額高いのは、委託料は気になりますけれども、できるだけ継続していただきたいなと思うと同時にですね、介護予防教室の実施のほう、これが鳥羽とか見にいったときのいなべとかの元気リーダーの事業につながるところかなと思いますので、保険料自体は9,000円ですごく安いんですけども、菊川いきいき体操の拡大、リーダーの養成とともに、こうした体操教室の拡大というのを図っていただく中で、健康増進や認知症予防を推進していただけたらなというのを感じました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 関連があれば、ほかに。13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。加茂地区は7自治会があって、それぞれにサロンを、回数は違いますけどやっています。いきいき部会という会合もあって、文化祭には報告もしているんですけどね、1%のお金を分けているところと、私のところは直接社協のほうからの補助金をもらって運営しているんですけど、結局、これだけのお金をかけて1回に開催すると、4万4,000円くらいかかっているんですよ。それで人数が少ない中でね、私は自分がやってるのは本当に1回1万円くらいのもんなんですね。ですから、私はこうやって市全体で3か所でやるよりも、各地区で、このお金をサロンを開くんだったら1回1万円は出しますよというような形でやったほうが、遠くまで行かなくて近くで、うちは三軒屋の集会所でやっているんですけどね、歩いていけるところで開けば、私は有効にこの1,900万を使うことができるんじゃないかと思うんですよ。費用対効果を考えたときには、そのほうがはるかにね。ですから、先ほどいなべ市の話じゃないですけども、その中での体操をやるとか、いろんなことにお金を使うっていうことのほうがね、企業のためにはなと思うんですけど、これは、利益にはつながると思うんですけどね。市民のこの認知症予防につながるかという、私はちょっと疑問を感じるんですけど、皆さんのお考えを。

○委員長（西下敦基君） 関連があれば。1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけども、実はそういったお金、莫大なお金を使っているものですからね、もう本当に国の方針で受益者負担という形で考えようということで、総

合型スポーツクラブというのが全国に普及したんですよ、平成7年から。いなべ市は、もう完全に総合型スポーツクラブで、高齢者のそういった認知症予防だとか、要支援者支援とかやり始めて、そこに1億かけるんですけども、スタッフのお金で、あとは各元気クラブのリーダーは、元気クラブはみんなボランティア、地区でということで、それで元気リーダーというバッジをもらって、それで地域の中で、そういった社会的なチームでっていうふうに始めたんですけど、私も総合型スポーツクラブを始めて、そこまでやらないんですけども、やっぱりみんな高齢者で、今、ノルディックウォークやって、中には認知症の方もいるんですよ。それでみんなでサポートして、お金は一切頂いていなくて、受益者負担で、1回参加すると500円でやって、そこから1時間、私は一応指導者もお金を頂かないと、大体半日やって1,000円くらいもらって、そんな感じでやっているんですけど、それだとなかなかやる人がいないということで。これ地方自治によってもものすごいスポーツクラブの在り方ってまちまちだものですからね、そんな感じで、やっぱり受益者負担とはいっても、やっぱり500円なら払えるかなと思うんですけども、500円では、こっちもお金頂くと赤字になってしまうものですから、その中でお金のやりくりはやらなきゃいけないものですから、事務局を作らなきゃいかん、事務局が結局ないものですから、スポーツ協会のほうにいつも言ってるんですけども、お願いして、何とか苦面したお金を私たちいろんなイベントをやったりとか、それも全部ボランティア、みんなボランティアでやって、それで事務局に渡して、お金の計算をさせてもらって、それを国策でやっているのに、本当にそんな感じでやってるものですからね、その辺をうまく、今見ると2,000万近く使ってるものですからね、それをそういう組織、せっかく国から下りてきて、そういったのをうまく活用しながらね、進められないかなという感じがしております。すみません、何か私的な自分がやっているんだというものもあるんですけど。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（小林博文君） 14番です。サロン、さっきちょっと言ったんですけど、今言った東部いきいきとけやきと、どこだっけ。

○9番（須藤有紀君） 松風苑。

○14番（小林博文君） 松風苑か、松風苑がやっているのは、松風苑は多分和松会の委託。

東部とけやきは社会福祉協議会に委託事業なんですよ。委託事業っていうのは、さっきの説明のとおりで、こういう事業をやるけど、あんたのところは幾らでやれるかねって言ったら、このくらいでやれると。じゃあ、このうちでやりたいことをやれるから、その金額でお願い

しますねっていうのが委託事業なんで、そこの中で働く人はあくまでも社協が雇って働かせるので、最低賃金の話も出てくるから、当然、報酬が発生するわけなんですよ、サロンのね、今の3つのサロン。もう一個ある民間のサロンは、それを商売としてビジネスとしてやるので、皆さんからお金を取って、500円ですよ、1,000円ですよ、運動のやつ1時間幾らですよっていうのでお金を取って、それでビジネスとして成り立たせている。その中に人件費とか維持費が出てくる。それと同じようにその施設もそういう人件費とかもろもろ賄う分をそのお金でやっている。

もう一個出てくる、織部さんがやっているサロン、これは社協の中でも地域社協というのを作りたいということで、僕がコミュ協やっていた頃だからもう十数年前に、全地区に社協を広め作りたいということで、社会福祉協議会から依頼がありました。そのときのお金が、僕のとこで最初に20万だったかな、年間。使い勝手がすごく悪いがあるので、社協でやっているのは市の事業として、織部さんがよく言う市でやらないのかっていう市の事業としてやっている。民間で加茂でやっているのは、あくまでもボランティアという対象を基に社協がやってくれませんか、ある程度の人件費ではなくて、設備にかかるお金とか食べ物とかで認められる場合、最初もかかるんだけど、何かそういう備品のようなものなら買ってもいいお金は出しますよというのが、織部さんの言う地域の社協です。

一番いいのは、そこが広がって全部やってくれりゃあいいんだけど、うちの東部地区も最初やったけどもうゼロです、やってません。なので、そういうところが増えてきているので、やっぱり市でやらなきゃいけないので、ちゃんと、本当は市でやればいいんだけど、それも全部社協に委託して社協がやっているっていうのが3種類あるんです。

なので、サロンの全部が加茂地区のように全地区があくまでも人件費を度外視してボランティアでやってくれば、こんなにいいことはないんだけど、それができないのを市が社協に委託しているところなんです。あくまでも人件費とかもろもろ諸経費は出さないと、社協にただでやってくれって言うわけにはいかないんで、それを払っている。

社協の支払いについては、幾ら助成金が入って、どれだけ使ったっていうのは、会計の決算報告が出して監査委員も入って、事細かにチェックしているので、そこは監査も入っているし、報告は出ているって言うんだけど、1個1個については、さっき言ったとおり、これでやってください、これやってくださいっていうことで出ているんで、そのとこについて細かくは返事まではもらっていませんと。委託したものについてちゃんと事業やっているかという確認と、どのくらい来ているかを把握しているというところだと思います。

もっと言うと、サロンのところは、さっき言った月火水木金、結局同じ2人だったかな、2人で今やっているとと思うんですけど、東部行った人が東部じゃないときにけやきでやっているんで、丸々5日間やっている状態なんです、2人で。その人に資金を払っているのが、今のお金の中から出ているんです。

もっと言うと、それを送迎している僕らのボランティア、それはボランティアで、そこへ来る人を東部のところは今、今度けやきのところもやってくれと言ってやるんですけど、あくまでもボランティアの形で社協の車を借りてやりに来る人を送迎してるっていうのをやっています。だから、いろんなところでお金が発生してやらなきゃいけないことと、あくまでもボランティアで自主的にやってもらうところに費用面だけ出すよっていうのと、いろいろなスタイルがあるんで、それをちょっとごっちゃにして、じゃあ高すぎるとかっていうのはちょっと違う。

○委員長（西下敦基君） 13番。

○13番（織部光男君） 13番 織部です。小林さんの説明は十分分かるんですよ。だから、もうその1,900万を有効に使うためにもっと考えたほうがいいんじゃないかということを言いたいんです。

だから、そういう私たちがやっているようなボランティアでできる、それを市のほうで少しは補助すると、そういうことで募集をかけるとかっていうことはやってないと思うんですよ。あくまでも自主的にサロンを開いて、加茂地区のようにやっているんで、11地区あるところに対してね、コミ協を通じて各地でサロンを開いてもらいたいから、いきいきサロンで市でやっていてもあまり集まらないから、地域の近くでそういうものをやれば、1回に対して1万円の費用を出しますと、だからボランティアで有志を集めて、近くのお年寄りを10人でも20人でも集めて、催しをやってくれというようなことにすればね、私は効率的にはもっと多くの人受講できるし参加できるしね、認知症予防にはなるんじゃないかっていう、そういう私の考えで話をしているわけです。

○委員長（西下敦基君） 自分も思ったんですけど。先に15番で。

ただ、認知症の人で専門的な知識をある程度持っていた人がやっぱりやってもらったほうがいい場面もあるということで、そのときは市が責任を持ったサロンをやればいい。ただ、その前の段階である程度は元気でそのままでっていうのは、織部さんのボランティア的なサロンで、やっぱりそこら辺の役割の分担は必要かなと私は思いますので、ただもうちょっと織部さんがやっているような地域のサロンはやっぱり広がるべきだし、自分が思うのは、自

治会ごとにそういうような形で1回5,000円払って活動を広めてもらうとか、そういったのもまた一つの手としては必要かなと思います。それぞれ必要性があるかなと思いましたので、私はそのような意見です。小林さん、14番。

○14番（小林博文君） 繰り返しになるんですけど、結局、加茂はやっているんで何でやらないんだって思うんですけど、何で加茂はやっているんだってみんな思っているんですよ、大変だから。要は、ただ働きだから、ボランティアだから。ただ、その費用だけしか出ないから。だから、社協がそこをちゃんと費用払ってやる人を集めてやってますというのは、市でやらないと駄目なので。

普及しなかったのは、まあ愚痴になっちゃうんだけど、うちの出したときも、例えばですよ、椅子ありますよね、ちょっと正座するよりもちょっと高い椅子、これサロンやるのに座ってやるの大変だから、正座していたりあぐらかくの大変だから、椅子買ってくれて言ったら、それは備品なので買えませんって言うんです、社協の20万円の中で。最終的には買わせましたけど、始まった頃は買えないって言うことを言ったんですよ。

だから、何に使うのって言ったら、じゃあ折り紙教室だったら折り紙買うのとか、先生が来たら講師に払うとかって言うんだけど、じゃあそれ誰がボランティアで講師頼むとか、折り紙の折り方教室とかやるんですかっていうのをやると、なかなか地域の社協って広がっていかなかったんですよ。そこを加茂はやっているんで偉いなと思うんですけど、それを普及させるのに、じゃあ1万じゃやらないから5万、10万でやるっていうなら、1,900万でそこで3か所でやったほうがまだいいんじゃないのというのも考え方としてあるんですよ。

だから、やれるところはやればいいんですよ。それがお金が足りないならもっと寄せとて言えばいいんだけど、そっちでやっているのが高いから、こっちを作るというのはちょっと話が違う。最低限の実験費の今言った最低賃金の中で、ほとんど奥野さんの質問にあったように、会計年度任用職員、安い職員の費用の中でやってるものを一生懸命やっている人の最低賃金を落としてまでそっちの費用に回せるかっていうと、そういうのとまた話が別で切り離して考えないと、地域の社協とやるサロンと、公共としてやるサロンはちょっと違う。

○委員長（西下敦基君） ただ、ちょっとこのサロン事業だけだと。

○14番（小林博文君） 名前がサロンで一緒に混乱したんだけど、ちょっと違うんです。

○委員長（西下敦基君） ほかのところで自由討議していただければ助かります。介護特会の一部の40億近くあるうちの2,000万ぐらいの話しかなくてないので、全体を通して話をいただければと思います。



ちょっと自分から、15番で。居宅介護サービス費とかあと施設介護サービス費が今回はすごく増額とされてたんですけど、一応積算されて前回の補正でも増額されて、そこら辺も見込んだ額をちょっと上げているのも積算根拠としては適正かなと思いました。ただ、やっぱりこの金額を見ていくと、やっぱりこれから負担していく人たちも大変になってくると思いますので、なるべく元気で予防をちゃんとしていくということを本当に力入れていかなきゃいけないかなと私は思いました。

以上です。

関連があれば、なければ。9番。

○9番（須藤有紀君） 9番 須藤です。前回、補正で増額した5%を見込んで、今回は5%分増額で当初予算計上してくれたっておっしゃったと思うんですけども、それにちゃんと反映してくださっているのがよかったかと、議場での質疑あまり気は進まなかったんですけど、出してよかったかとちょっと思いました。

本当に委員長がおっしゃるとおり、今後増えていくかなと思いますので、先ほども少し出ていた認知症予防のいきいき体操とか、地域での活動のリーダー養成の仕組みですとか、あと認知症カフェ事業もお寺と連携して、民間と連携して事業をずっとされてきておりますので、そうした地域と連携しながらの活動というものをもう一段進めていただけるとありがたいかなというのを感じました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。施設に入ると弱っちゃうという話があるので、なるべく施設に入らないように、施設にもお金がかかりますので、ただ必要な人だけ入ってもらって、そういう人が多くなってきたよって、若い人とかね、これからの人が負担が多くなるので、やっぱりなるべく元気にいてもらって、しょうがなくて行く人を皆さんで支えましょうということをまた共通認識していただくべきかなと私は思いました。

以上です。

1番。

○1番（本田高一君） 1番 本田ですけど、今、須藤さんもおっしゃってくれて、いろいろ行政のほうでいろんなステップアップ、ちょっと今日のとは違う部署、社会教育かな、そういったことで講座を受けた方が、やっぱり地域でリーダーになって、最初はそういう目的でということを知っていたんですけどね、そういった市の講座を受けた方が地域でリーダーになるようなシステムというか、そういうのができればいいかなと思ったんですけど。

○委員長（西下敦基君） 5 番。

○5 番（奥野寿夫君） 5 番です。データベースなんですけど、さっき菊川市の要支援・要介護の認定率が23市中21位ということで低くて、介護保険料基準額が3番目に高いのかねとさっき聞いたら、そうじゃない3番目に低いですということで、そういう意味ではそういう介護にお世話になる人、実際にいると困るんだけど、もし本当に少ないなら少なくて介護保険料が低く済んでいるなら、これはよろしい傾向かなということをちょっと思いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。どうぞ、最後、9 番。

○9 番（須藤有紀君） 奥野さんがおっしゃるのを聞いてすごいいいなと思ったんだけど、身体的にはみんな丈夫なんですよ、この菊川の人って。

○5 番（奥野寿夫君） お達者なんですね。

○9 番（須藤有紀君） お達者なので。農家さんが多いから体はすごい強いんですけど、野菜しか相手にしないとちょっと認知症が進む傾向にありまして、農家だと人とのつながりがやや、高齢になってきて出荷場にも行けなくなってくると、だんだんだんだん家族しかかわらなくてというところで心配になるので、そこら辺のケアが必要かなっていうのを感じました。

○委員長（西下敦基君） 野菜がしゃべればいいんですね。

ほかにありますか。16番。

○16 番（山下修君） さっきの数値はよく分かりませんが、要介護認定率って多分14とか15くらいだったのかな。

○5 番（奥野寿夫君） そうですね、14.4%で21番ってなっていた。

○16 番（山下修君） いろいろよその自治体なんか聞くと、結構これいいほうなんですよ。いいほうなもので、そんないいわけないよと言ったら、介護認定の審査が厳しすぎるんじゃないかって、こう言ったことあるんですけど、そうじゃないんでしょう、この辺、3市くらいで合同でやっているもので、そういうことはないということですから、その認定率が低いということは非常にいいことだな、これを維持していくのは大変だと思いますけれども、食生活で前の長寿介護課じゃなくて健康づくり課であったけれども、やっぱり食事の関係で脳疾患とか、こういった関係の死亡する方が多いということで、その辺をこれから十分気をつけて、介護予防にもつなげていけたらいいなと、このように思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに何か。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） それでは採決をさせていただきます。議案第22号 令和8年度菊川市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第22号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては正副委員長に一任願います。

以上で、本日は予定しておりました予算審査を終了します。

明日は、教育文化部の一般会計予算審査を予定しておりますので、午前8時半までにご参集ください。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

○事務局（横山紫里君） 互礼をもって終了しますので、ご起立お願いします。相互に礼。

〔起立・礼〕

散会 午後 3時22分